

筑後市こども計画

すべてのこどもが
ありのままの自分を大切に生きていけるまち
ちくご



はじめに

本市は、「第六次筑後市総合計画」の後期基本計画の中で、「人口減少・少子高齢化への対応」を重点分野と位置付け、また、その分野で特に成果向上を図る必要がある重点基本事業の1つに「切れ目ない支援による子育て不安の軽減」を設定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

また、令和2年3月に策定した「第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画」では、「子育てをともにわかちあい、みんなでつながる筑後市へ」を基本理念とし、「子育てのまち筑後市」を推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が大きく、かつ急速に変化する中、児童虐待、不登校、こどもの貧困などの課題が深刻化、複雑化しており、さらなる対応が求められております。

このような状況を踏まえ、こども施策を総合的・計画的に推進していくために「筑後市こども計画」を策定しました。

すべてのこどもには、生まれながらにして、置かれている環境にかかわらず、個性や多様性が尊重され、心身ともに健やかに生きることができる権利があります。その権利を守るのは私たち大人であり、社会の役割です。家庭はもちろん、行政、市民、地域、学校、事業者等がお互いに連携・協力しながら、皆様とともに、すべてのこどもがありのままの自分を大切に生きていけるまちをつくっていきたいと考えております。

最後に、計画の策定にあたりご審議いただいた、子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントでご意見をお寄せいただいた市民の皆様及び関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年5月

筑後市長 西田 正治



目次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 計画策定の背景と目的	5
2 社会情勢と国の動向	5
3 筑後市の動向	9
4 計画の期間	10
5 計画の対象	10
6 計画の位置づけ	11
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状	12
1 統計による本市の状況	13
2 これまでの主な取り組みとその成果	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念（筑後市こども計画がめざすまち）	22
2 重点目標	23
3 施策体系	24
第4章 具体的な施策の展開	25
1 全ての子どもが持つ権利の保障	26
2 成長段階に応じた子どもへの支援、未来を切り拓く人財の育成	28
3 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	39
4 結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援	48
第5章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保方策 （第3期子ども・子育て支援事業計画）	58
1 子ども・子育てに関する事業の推進	59
2 地域子ども・子育て支援事業について	63
第6章 計画の推進に向けて	73
1 計画推進に向けての基本的な考え方	74
2 推進体制	75
3 進行管理	75
4 計画の指標	76
資料編	77
1 筑後市子ども子育て会議	78
2 策定経過	81
3 アンケート調査結果の概要	82



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくありません。また、児童虐待に関する相談や不登校の件数の増加、経済的に困難な状況にある家庭のこどもの貧困など、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした状況の中、国は、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するための司令塔として令和5年4月に「こども家庭庁」をつくりました。また、こどもの養育は、保護者に第一義的責任があるという認識の下、社会全体で子育てを支援し、こどもに関する施策を総合的に実施していくために「こども基本法」を施行しました。同法に基づき、政府は「こども大綱」を定め、都道府県、市町村はこども計画の策定が努力義務となりました。

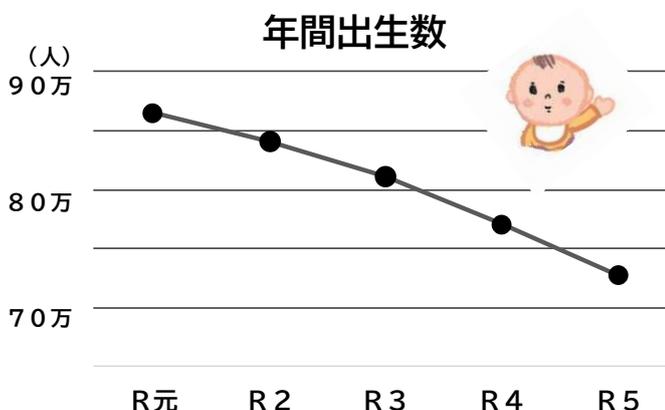
「筑後市こども計画」は、これらの状況や本市が抱える課題を踏まえ、妊娠期から子育て期、その先の青年期までのライフステージごとに必要なサービスや支援をこどもや子育て家庭へ届け、すべてのこどもがありのままの自分を大切に成長できるよう、こども施策を総合的・計画的に推進していくために策定しました。

2 社会情勢と国の動向

(1) 少子化に関すること

2023（令和5）年に生まれたこどもの数は、72万7277人となり、統計開始以降、最も少なくなりました。また、1人の女性が一生のうちに産むこどもの数の指標である合計特殊出生率は1.20で、同じく過去最低の数値となりました。少子化の影響で人口減少が進むことは、経済・社会システムを維持することが難しくなることから、国は、「少子化は我が国が直面する最大の危機」であり、国の持てる力を総動員して対策に取り組まなければならないとしています。

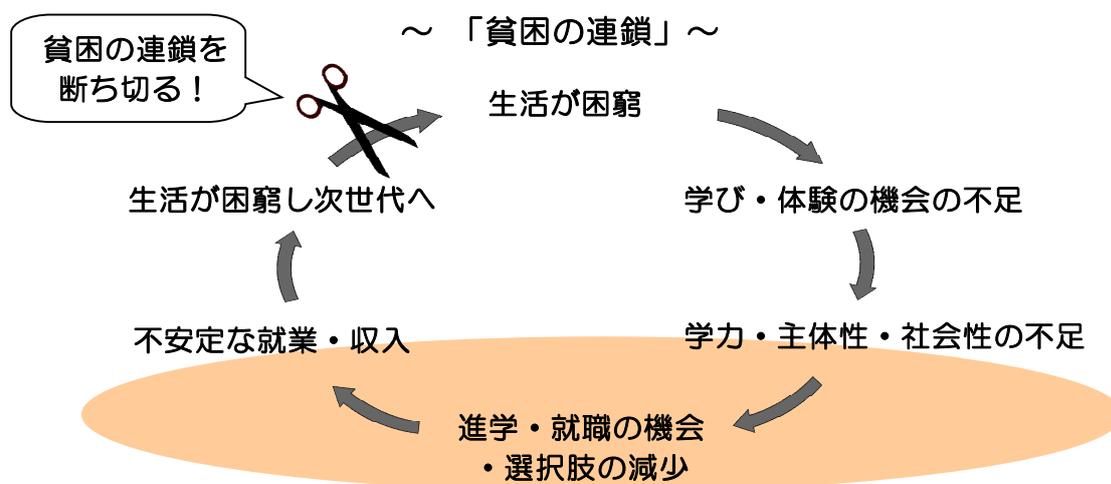
少子化は我が国が直面する最大の危機！



(2) こどもの貧困に関すること

令和3年の「国民生活基礎調査」では、こどもの貧困率は11.5%と報告され、約8人に1人が貧困の状態にあると言われています。貧困の状態にあることで、栄養バランスの取れた食事が十分にとれない、進学をあきらめて将来への希望や意欲をなくす、人とのつながりが少なく孤立してしまうといった問題が生じるといわれています。

また、こどもの貧困は、個人や家庭だけの問題ではなく、社会全体で考えるべき問題です。貧困の連鎖を断ち切るとともに、**こどもたちが未来に希望を持てる**よう応援する必要があります。



(3) ヤングケアラーに関すること

ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。勉強する時間、部活をがんばる時間、友人と過ごす時間、将来の夢に思いをめぐらせる時間など「こどもとしての時間」と引換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。こどもやお世話を受ける家族をとりまくられも、ヤングケアラーがいるかもしれないということ意識し、今すぐ支援を必要としていなくても、こどもたちが自分の状況を知ってほしいと思ったときに、まずは話を聞いてあげられることが大切です。



「こどもがこどもでいられるまち」をみんなで作っていく必要があります。

(4) こどもの居場所に関すること

「子供・若者白書」から見えるこどもの姿があります。「自分の部屋」「家庭」「学校」「地域」を「ほっとできる居心地のよい居場所」と感じるかを尋ねたところ、全部でそう感じる割合が以前と比べて減少していました。一方、「どこにも居場所がない」の割合は増えていました。また、居場所の数が多いほど自己肯定感を感じる割合が高くなる傾向が見られ、「チャレンジ精神」「今の充足感」「将来への希望」「社会貢献意欲」についても同じでした。

居場所の数が多いほど
前向きになれるんだね！



「こどもたちがそこにいたいと感じるか」を大事にして自分らしく過ごせる居場所づくりを進める必要があります。

(5) 国の動向

- 1994（平成6）年 ● 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」
批准
「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が4本柱
- 2000（平成12）年 ● 「児童虐待の防止に関する法律」施行
児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援を定めた
- 2013（平成25）年 ● 「いじめ防止対策推進法」施行
いじめの問題に対し社会全体で向き合い、適切に対処していくための基本的な理念や体制を定めた
- 2014（平成26）年 ● 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、対策を総合的に推進する
- 2020（令和2）年 ● 改正「児童福祉法」施行
親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを明記

2023（令和5）年

● 「こども家庭庁」設置

厚生労働省、文部科学省、内閣府などが所管しているこども政策を集約し、切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔

● 「こども基本法」施行

こどもに関する様々な施策の共通の基盤となる基本理念を定めた

● 「こども大綱」閣議決定

少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を統合し、こどもに関する施策の重要事項を定めた

● 「こども未来戦略」閣議決定

次元の異なる少子化対策実現のために総合的に施策を推進する

● 「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定

こども・若者の視点に立ち、安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを推進する

2024（令和6）年

● 改正「児童福祉法」施行

全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となる

● 「こどもまんなか実行計画 2024」策定

こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示したアクションプラン

● 改正「子ども・若者育成支援推進法」施行

国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記

● 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行

こどもの貧困の解消に向けた対策は、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐことを旨として推進されなければならないことを明記

3 筑後市の動向

筑後市子ども・子育て支援事業計画

2015（平成 27）年に「筑後市子ども・子育て支援事業計画」、2020（令和 2）年に「第 2 期筑後市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進しました。そして、時代の変化による新たな課題や市民ニーズに対応するため「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」を本計画「筑後市こども計画」と一体のものとして策定しました。

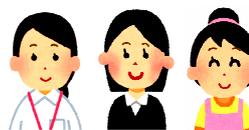


筑後市教育大綱

2016（平成 28）年に教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、施策の目標や根本となる方針を定めた「筑後市教育大綱」を策定しました。2023（令和 5）年 3 月に新しい時代の到来に向け、「第 3 次筑後市教育大綱」として改定し、大綱に基づき「第 3 次教育振興基本計画」を策定しました。

こども家庭サポートセンター

2022（令和 4）年 4 月、母子保健と児童福祉の機能が連携・協働を深め、すべての妊産婦と子ども・子育て家庭を対象に、切れ目のない伴走型の相談・支援を行う新たな部署「こども家庭サポートセンター」を設置しました。



助産師・保健師
社会福祉士
保育士

ちくご市こどもの未来応援宣言

2024（令和 6）年 10 月、筑後市制施行 70 周年記念式典の中で、筑後市で生まれ育つすべての子どもたちの夢を育み、笑顔を支え、絆（きずな）づくりを応援するために「ちくご市こどもの未来応援宣言」を行いました。また、翌年 3 月には、宣言内容の実現に役立てるため「ちくご市こども未来基金」を創設しました。

4 計画の期間

計画の期間は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正などの動向を踏まえ、計画期間中でも必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

計画の対象は、こども・若者及び子育て世帯、市民、地域コミュニティ、事業者などとなります。「こども・若者」とは、こども基本法の定義に合わせて「心身の発達の過程にある者」とします。なお、「こども」の表記については、下記の場合を除き、平仮名で表記します。

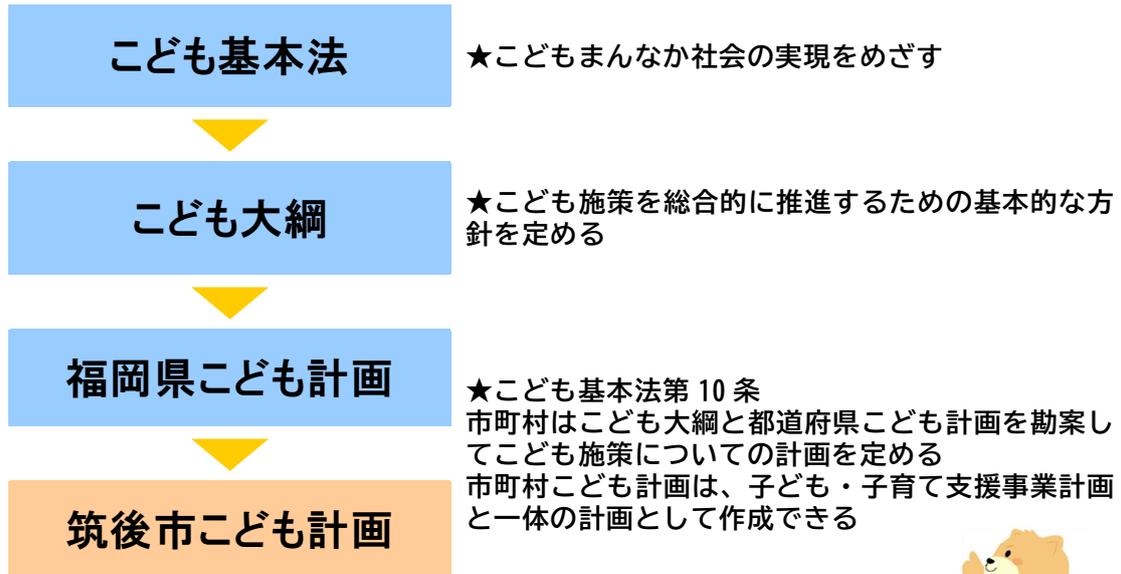
- ・既存の固有名詞の場合
- ・法令に基づく用語を用いる場合
- ・その他平仮名以外の表記を使用する必要がある場合



6 計画の位置づけ

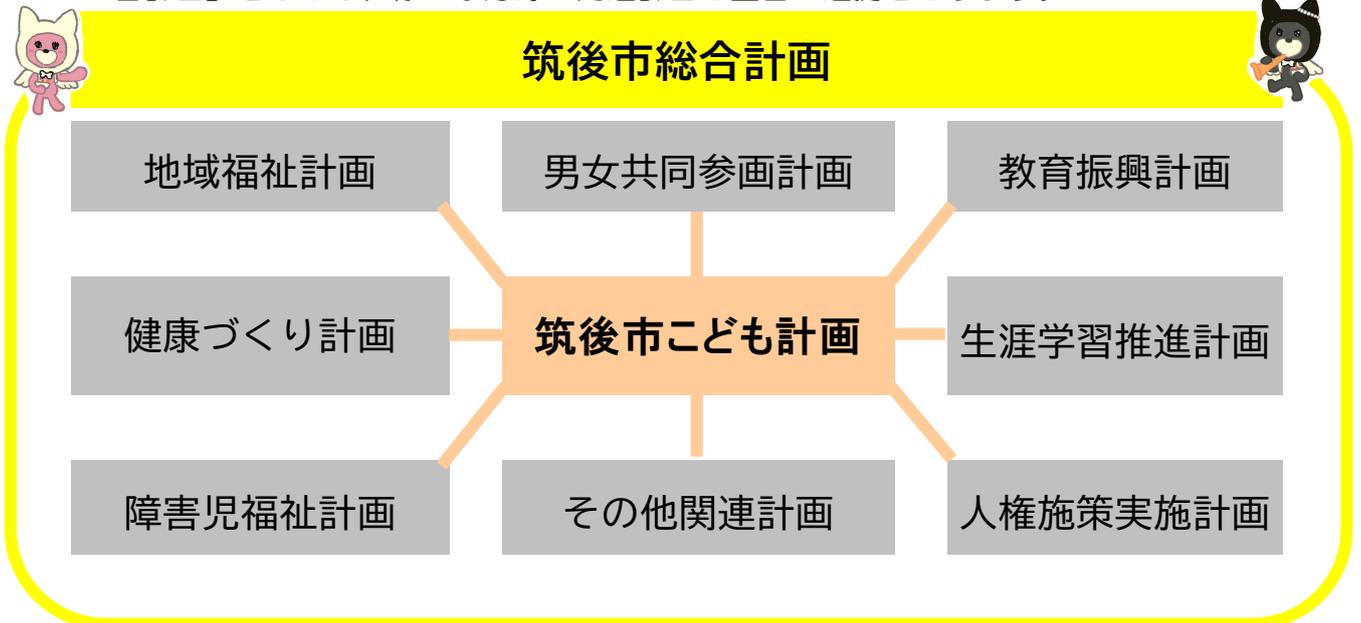
(法的な位置づけ)

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」です。また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第3期筑後市子ども・子育て支援事業計画」を包含しており、「こども大綱」と「福岡県こども計画」を勘案して策定しています。



(関連計画との整合・連携)

こどもに関する施策は幅広い分野にわたるため、市の最上位計画である「筑後市総合計画」をはじめ、様々な分野の関連計画と整合・連携をとります。





本市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による本市の状況

(1) 人口の状況

○全国的に人口減少が進行している中であって、本市においても、人口、年少人口ともに減少傾向がみられています。

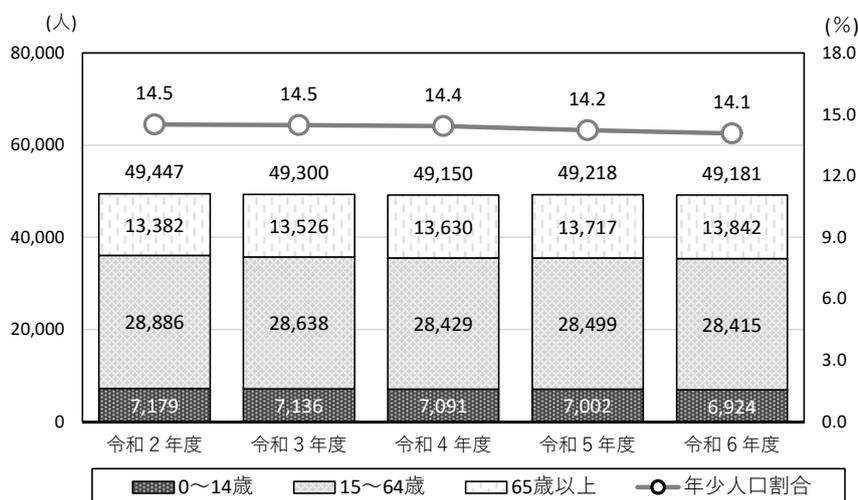
○年齢3区分別人口をみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

○年少人口の中でも、0～4歳人口は減少が続いています。

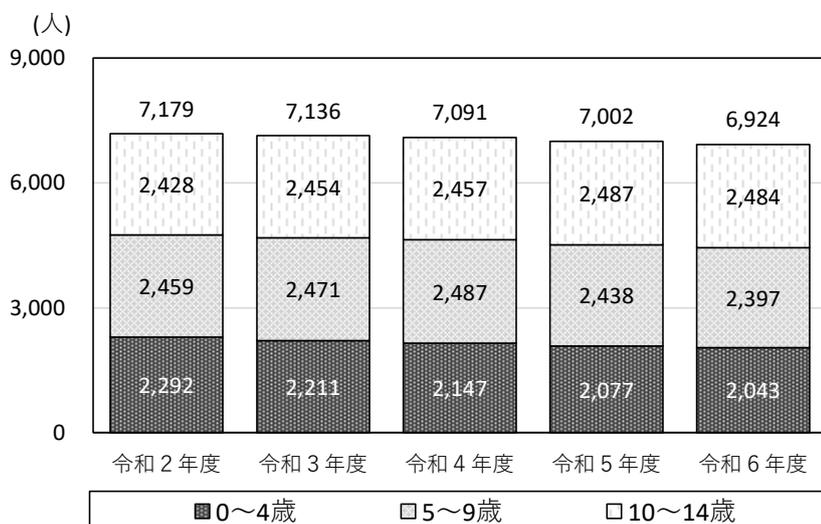
○人口ピラミッドをみると、34歳以下の人口減少が著しく、少子化の進行から、今後も子育て世代が減少することが予測されます。

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

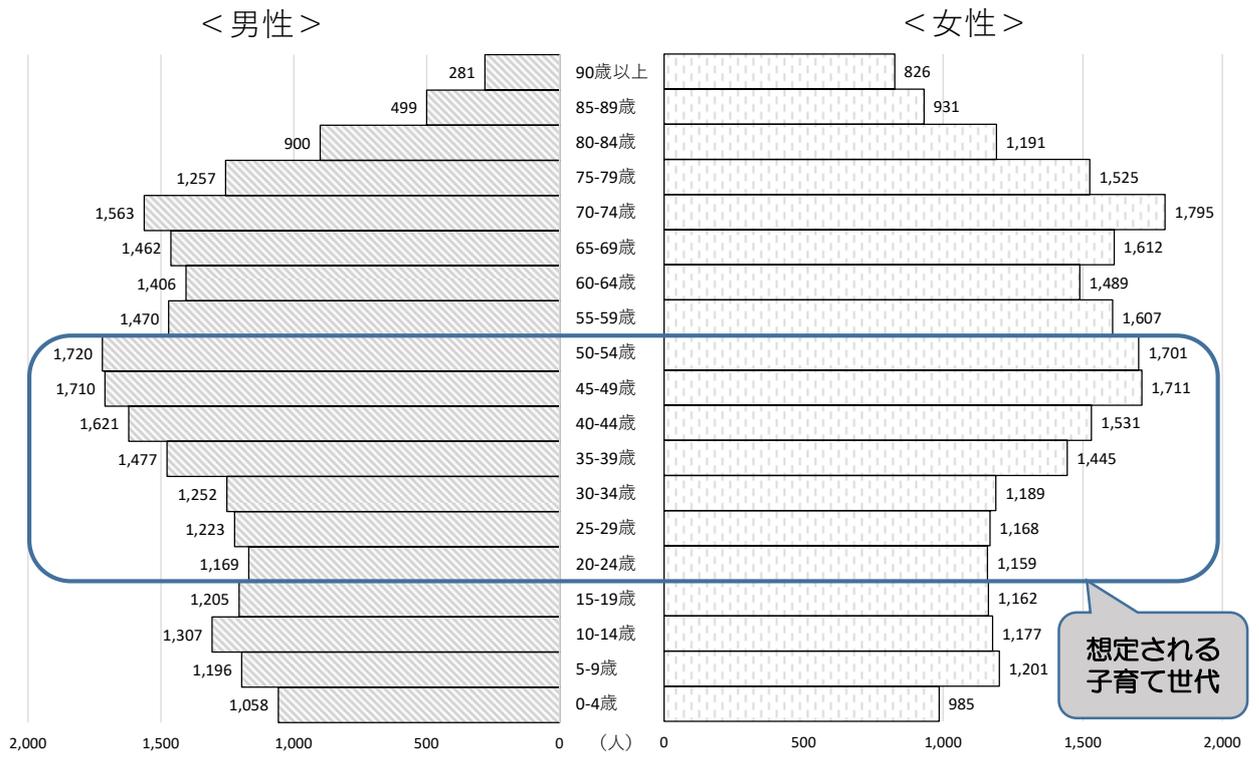
■年齢3区分別の人口の推移



■年少人口の推移



■人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）

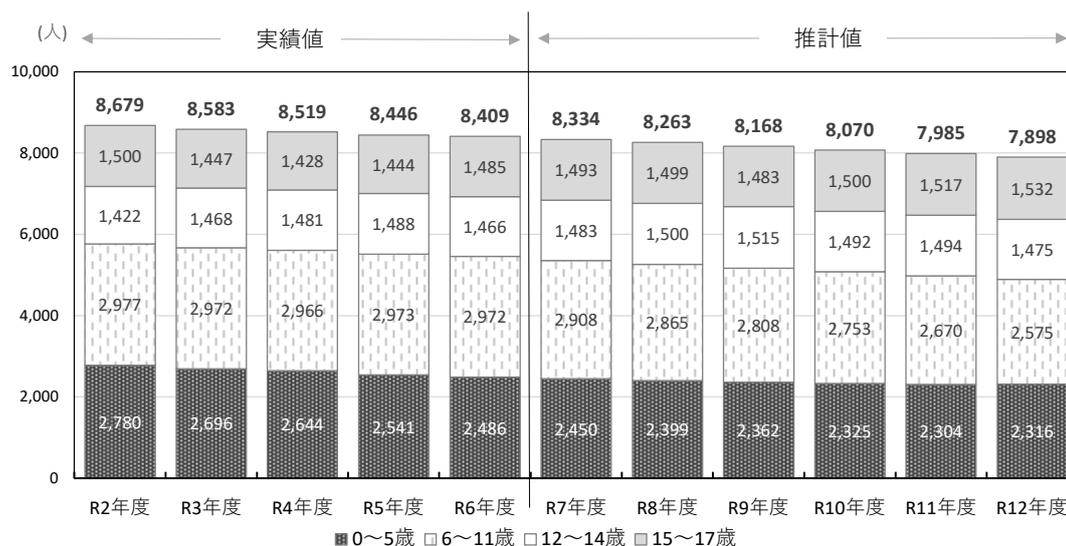


(2) 児童の状況

〇〇～17歳人口の推移をみると、毎年減少しており、この傾向は今後も続くと見込まれています。

資料：実績値は住民基本台帳、人口推計はコーホート変化率法による各年度4月1日現在の推計値。
 コーホート変化率法とは、同期間に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■ 〇～17歳人口の推移と推計値



■ 〇～17歳人口の推移と推計値 (表)

年齢	実績値					推計値					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
0歳～5歳合計	2,780	2,696	2,644	2,541	2,486	2,450	2,399	2,362	2,325	2,304	2,316
0歳	413	385	424	375	350	380	372	368	364	363	360
1歳	431	416	398	419	393	358	389	381	377	373	372
2歳	462	436	435	416	423	406	370	402	394	390	386
3歳	500	465	424	437	427	423	406	370	402	394	390
4歳	486	509	466	430	450	433	429	412	376	408	400
5歳	488	485	497	464	443	450	433	429	412	376	408
6歳～11歳合計	2,977	2,972	2,966	2,973	2,972	2,908	2,865	2,808	2,753	2,670	2,575
6歳	496	494	476	498	471	443	450	433	429	412	376
7歳	514	500	496	481	497	473	445	452	435	431	414
8歳	482	511	500	496	489	500	476	448	455	438	434
9歳	479	481	518	499	497	491	502	478	450	457	440
10歳	500	487	485	515	501	498	492	503	479	451	458
11歳	506	499	491	484	517	503	500	494	505	481	453
12歳～14歳合計	1,422	1,468	1,481	1,488	1,466	1,483	1,500	1,515	1,492	1,494	1,475
12歳	475	502	501	487	484	516	502	499	493	504	480
13歳	491	475	504	498	484	483	515	501	498	492	503
14歳	456	491	476	503	498	484	483	515	501	498	492
15歳～17歳合計	1,500	1,447	1,428	1,444	1,485	1,493	1,499	1,483	1,500	1,517	1,532
15歳	459	457	495	485	503	502	488	487	519	505	502
16歳	521	466	458	503	485	506	505	491	490	522	508
17歳	520	524	475	456	497	485	506	505	491	490	522
総合計	8,679	8,583	8,519	8,446	8,409	8,334	8,263	8,168	8,070	7,985	7,898

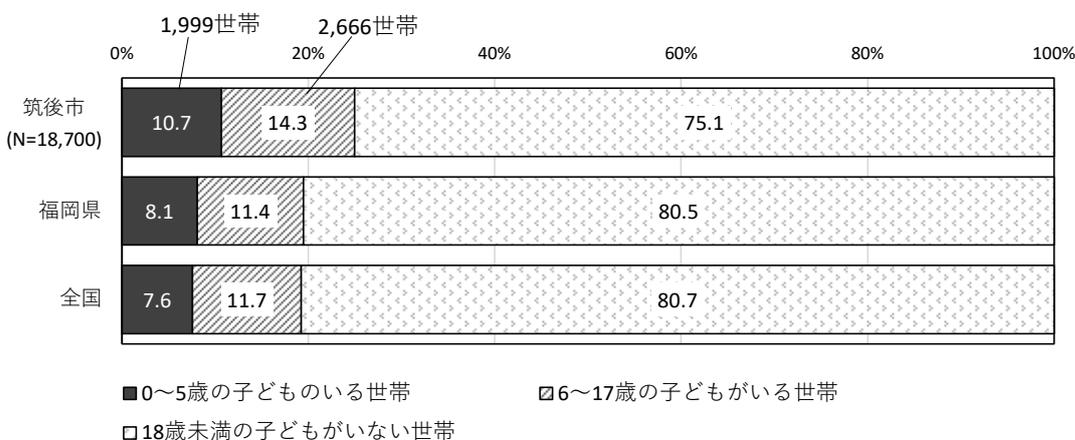
(3) 世帯の状況

○こどもがいる世帯の状況をみると、本市では0～5歳のこどものいる世帯が1,999世帯（10.7%）、6～17歳のこどものいる世帯が2,666世帯（14.3%）となっています。また、全国、福岡県と比較して高い割合となっています。

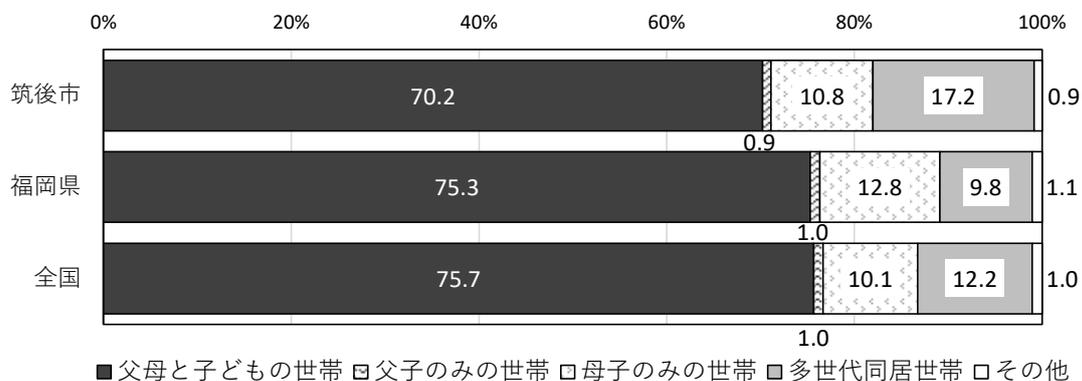
○年齢別のこどもがいる世帯の類型をみると、本市では「多世代同居世帯」の割合が、0～17歳、0～5歳のこどもがいる世帯で、全国、福岡県よりも高い状況となっています。

資料：国勢調査（令和2年）

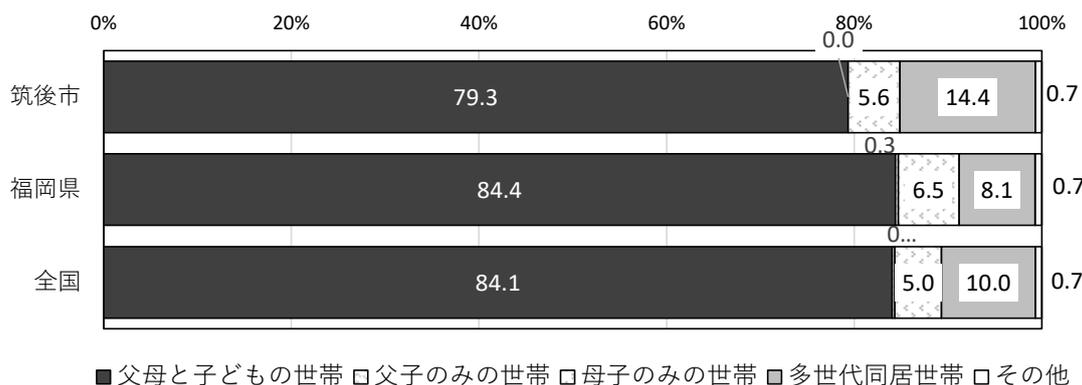
■こどもがいる世帯の割合および全国、福岡県との比較



■0～17歳のこどもがいる世帯の類型および全国、福岡県との比較



■0～5歳のこどもがいる世帯の類型および全国、福岡県との比較

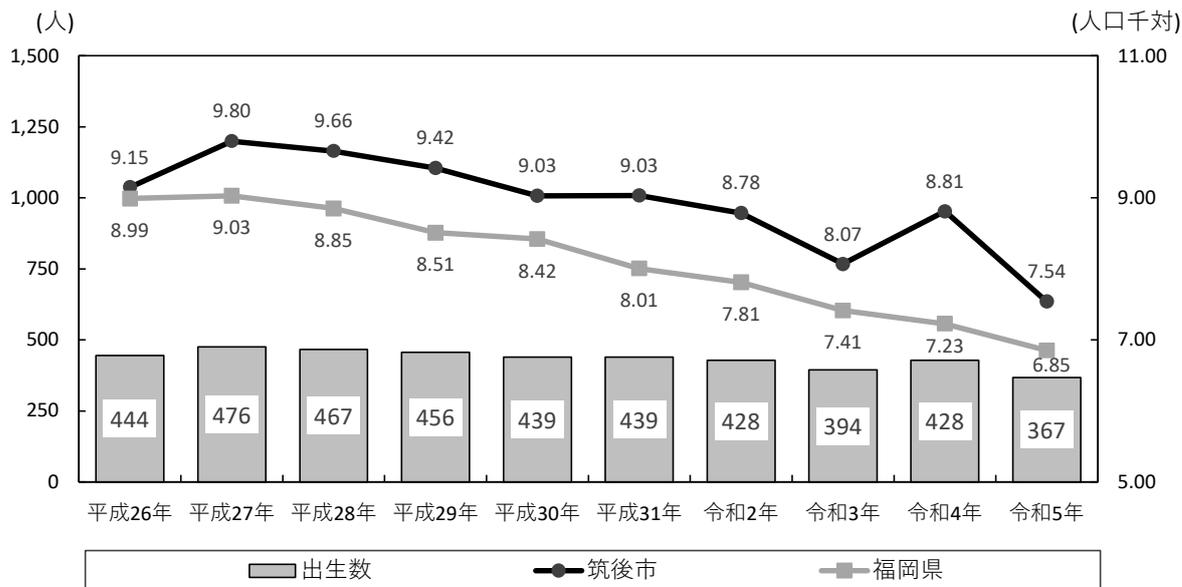


(4) 出生数・率の状況

- 出生数の推移をみると、出生数は増減があるものの減少傾向となっています。
- 出生率の推移をみると、人口 1,000 人に対する出生率は全ての年で福岡県を上回っています。

資料：福岡県人口移動調査（出生数は各年 10 月～翌年 9 月の合計、出生率は期中の出生者数÷期当初人口×1000 の数値）

■出生数、出生率の推移および福岡県との比較

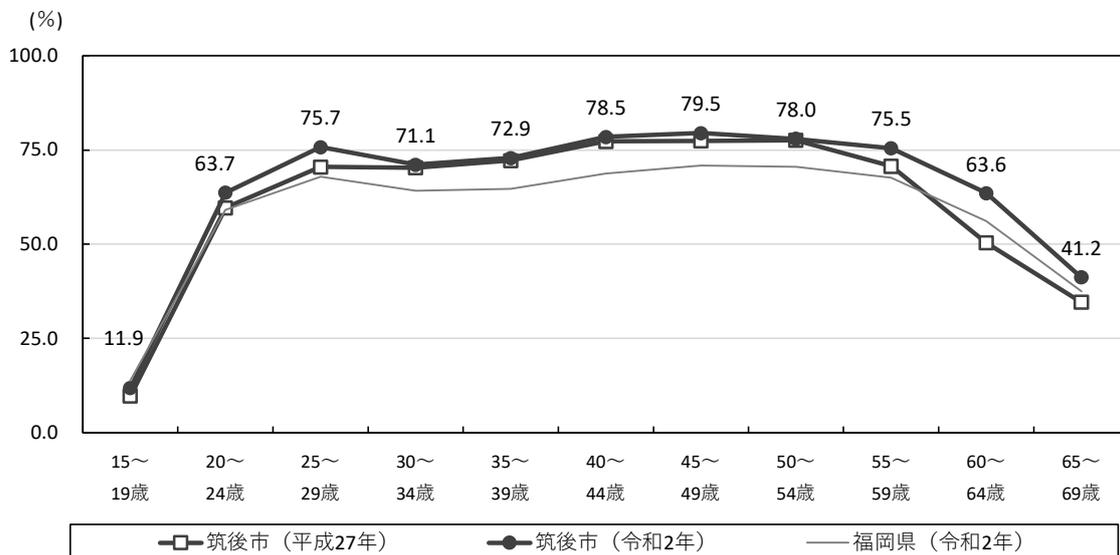


(5) 女性の労働の状況

- 就業率の推移をみると、平成 27 年と比較して令和 2 年では 55 歳以上の就業率が高くなっています。
- 福岡県と比較すると、本市の就業率は高くなっています。

資料：国勢調査（令和 2 年）

■就業率の推移および福岡県との比較



2 これまでの主な取り組みとその成果

本市ではこれまで、「第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画」の「子育てをともにわかちあい、みんなでつながる筑後市へ」を基本理念に、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。その主な取り組みと成果は、次のとおりです。

(1) こどもや親の健康の確保

○母子保健の推進

- ・令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の専門職の相談・支援体制を強化しました。乳幼児健診未受診者及び予防接種未接種者への勧奨や状況把握に努め、コロナ禍にあっても高い水準での受診率及び接種率を維持しました。

○障害のあるこどもへの支援

- ・令和2年度から「こころほっと相談」事業に関わる専門職に言語聴覚士を加え、相談実施回数も増やしたことにより、早期の療育支援につながりやすくなりました。
- ・障害のあるこどもを支援するために保育士等を加配する教育・保育施設に対する財政支援を強化（対象児童の範囲の拡大、補助基準額の引上げ）し、一定数の該当児童を安定的に受け入れることができました。
- ・障害のある児童生徒のために、必要に応じて特別支援学級を設置するとともに、特別支援教育支援員を増員（令和2年度25名⇒令和6年度40名）し、こどもの状況に応じた支援を充実しました。



(2) 子育て家庭への支援

○ひとり親家庭への支援の推進

- ・家庭児童相談員が母子・父子自立支援員を兼務し、相談支援を行いました。
- ・コロナ禍や物価高騰の影響が大きいひとり親家庭に対し、生活の一助となるよう各種給付金を支給しました。
- ・令和5年度から養育費に関する公正証書¹等の作成費用等に対する助成金制度を新設し、令和5年度は4件支給しました。

○児童虐待防止対策の充実

- ・相談件数の増加に対応するため、令和3年度から家庭児童相談員（兼母子・父子自立支援員）を2人から3人に増員し、相談体制を強化しました。
- ・令和4年度から、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、こども家庭サポートセンターを設置し、児童福祉部門と母子保健部門の連携を強化するとともに、相談支援体制を充実しました。

¹ 公正証書…公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書。公正の効力が生じる。

○子育てに係る経済的負担の軽減

- コロナ禍や物価高騰による子育て世帯への影響を踏まえ、国の給付金の支給をはじめとした経済支援を行いました。
- 子ども医療費助成について、令和3年度から中学生への通院費助成を開始しました。さらに、令和6年10月から対象範囲を高校生世代まで拡大し、自己負担限度額についても引下げを行いました。
- 不妊治療にかかる治療費に対し、1回の治療について上限額5万円の助成を行いました。助成件数（延件数）は114件でした。（令和4年度から保険適用となったことに伴い、助成は終了）

○子どもの貧困対策の充実

- 生活困窮者自立支援担当や家庭児童相談室等の連携により、経済的困難を抱える子どもや家庭の把握、支援を行いました。
- 個別指導塾に委託を行い、生活に困窮する世帯の中学生に対する学習支援を行いました。支援実績は令和2年度から令和5年度まで合計26人です。



（3）学童期からの「生き抜く力」の育成

○学校教育の充実

- きめ細かな指導が可能となるよう、市が雇用する教員の配置により、平成26年度より市内全小学校で35人以下学級を継続しています。
- 令和2年度に児童生徒一人一台のタブレット端末の整備及び校内無線LANの環境整備を行ったことをはじめ、各年度にわたりICT環境の充実を図り、効果的な学習環境を整備しました。
- 令和4年度から不登校対策委員会を立ち上げ、不登校の増加状況の把握や対応のためのケース会議（事例検討会）のあり方等、不登校対策について専門家を交えた協議を行うなど、不登校対応を強化しました。
- 小中連携推進委員会の開催、全小学校でのコミュニティスクール¹推進等により、小中連携・地域連携を進めることができました。

○放課後の居場所づくり

- 放課後児童クラブ（学童保育所）を全小学校で実施し、ニーズに応じて支援単位の増や施設の整備を行いました。一部年度を除き、利用を希望する児童を受け入れることができています。

○青少年健全育成の推進

- 薬剤師等の専門家を招いて薬物乱用等に関する講話を行い、児童生徒が薬物の害に関して理解を深める機会となりました。

¹ コミュニティスクール…学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこと。

- コロナ禍で縮小、中止せざるを得ないイベント等もありましたが、感染防止対策を徹底し、令和5年度にはほとんどのイベント等について計画どおり行うことができ、健全育成の契機を作ることができました。
- スクールカウンセラー¹の全小中学校への配置、スクールソーシャルワーカー²と不登校児童生徒支援員の連携等により、悩みや課題を抱えた児童生徒等への支援・対応を細やかに行うことができました。
- 令和3年度から西南学院大学と連携協定を結び、学校におけるスクールカウンセラーの相談体制を充実しました。
- いじめの早期発見のために、各学校で月1回のいじめアンケート及び学期ごとの教育相談を行いました。

(4) 多様な子育て支援サービスの充実

○子育て支援サービスの充実

- コロナ禍で縮小、中止せざるを得ない事業もありましたが、状況に応じた感染対策を講じて工夫しながら事業を行うなど、支援を継続することができました。
- 令和5年度にはコロナの5類移行に伴い、様々な制限が解除・軽減され、各事業の参加者は増加しています。

○子育て情報発信の強化

- 子育て世帯が必要な情報を得られるよう、子育てガイドブックの内容を毎年度更新し、適宜、子育て世帯への配布を行いました。
- 電子母子手帳の導入や市の公式LINEでの情報発信等、新しい媒体も活用しながら情報発信を行い、情報を得やすくしました。

○ワーク・ライフ・バランス³の推進

- 「育児休業中の両立支援措置」、「産前・産後休暇、育児休暇、介護休暇」等労働環境整備に関する情報についてホームページ等での啓発を行いました。
- 仕事と子育ての両立支援のため、待機児童の解消に取り組み、学童保育の一部年度を除いて待機児童はゼロとなっています。

1 スクールカウンセラー…学校などにおいて子どもたちの悩みの相談などに対応する心理職専門家。

2 スクールソーシャルワーカー…家庭環境等による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする専門家。

3 ワーク・ライフ・バランス…仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。



第3章

計画の基本的な考え方

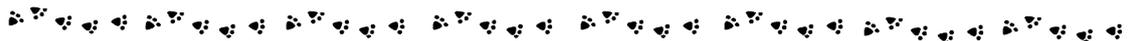
1 基本理念（筑後市こども計画がめざすまち）

基本 理念

すべてのこどもがありのままの自分を大切に
生きていけるまち ちくご

基本理念には、次のような思いが込められています。

- すべてのこどもが個性や多様性を尊重され、お互いを認め合い、尊重し合いながら、心身ともに健やかに生きることができるまちをめざします。 生きる権利
- すべてのこどもが自由に自分の可能性を広げ、夢や希望をかなえるためにチャレンジし、未来をきりひらくことができるまちをめざします。 育つ権利
- すべてのこどもが差別されたり、孤立したりすることなく、不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲の大人や社会に守られ、支えられながら乗り越えていくことができるまちをめざします。 守られる権利
- すべてのこどもが自由に意見を表明し、その意見が尊重されることで、自己肯定感を高め、社会の一員として成長していくまちをめざします。 参加する権利
- 家庭や職場、地域社会全体が子育てへの理解を深め、若い世代が、主体的な希望により、家族を持ち、安心して、喜びを持ってこどもを産み育てることができるまちをめざします。
- こどもの保護者、すべての大人は、こどもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。すべてのこどもの最善の利益が優先して考慮されるまちをめざします。



「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つが、世界中の子どもたちがもっている権利を定めた「子どもの権利条約」の柱です。



2 重点目標

「こども基本法」の基本理念には、こどもの権利条約に則り、全てのこどもの基本的人権が保障され、個人として尊重されるとともに、差別的な扱いを受けないようにすると示されています。このことを踏まえ、本計画では、基本目標1「全てのこどもが持つ権利の保障」（次ページの施策体系参照）を計画全体の考え方の土台となる「重点目標」と位置づけます。

【めざす方向性】

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するには、社会全体が、こどもの権利を理解し、権利の主体として尊重する必要があります。そうすることで、こども自身が幸せに生きていく権利があることを知り、自分を大切にし、同じようにすべての人に権利があることを理解し大切にできるようになり、そのこどもたちがやがて大人になるのです。

こどもまんなか社会をめざすことは、全てのこどもが幸福な生活を送るという枠を超え、全ての人々が権利を尊重し合い幸福に暮らせる社会をつくっていくことにつながるものと考えます。



3 施策体系



■ 施策体系

基本理念	すべてのこどもがありのままの自分を大切に 生きていけるまち ちくご	
	基本目標（4つの柱）	基本施策
	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">重点目標</div>	
1	全てのこどもが持つ権利の保障	1 こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進 2 こどもの意見表明とその尊重
2	成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人材の育成	1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の確保 2 子育て支援サービスの充実 3 こどもの生きる力の育成 4 こどもの成長を支える環境の整備 5 こどもの新たなチャレンジの応援 6 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進 7 居場所づくりの推進
3	きめ細かな対応が必要なこどもへの支援	1 児童虐待の防止の推進 2 貧困の状況にあるこどもへの支援 3 ひとり親家庭への支援の推進 4 障害のあるこどもへの支援 5 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援
4	結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援	1 次代の親の育成 2 出会い・結婚応援の推進 3 子育て世帯の経済的負担の軽減 4 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり 5 地域や家庭でこどもを育む環境づくり



第4章

具体的施策の展開

1 全ての子どもが持つ権利の保障

(1) 子どもが権利主体であることの社会全体での理解促進

現状と課題

子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向け、「子どもが権利の主体」であることの理解を促進していくことが必要です。

方向性

「子どもまんなか社会」について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

子どもは権利の主体であり、同時に守られる存在です。子どもに関わる全ての大人が子どもの最善の利益を考え、行動する社会づくりに向けた取り組みを推進します。また、子どもに対しても、子ども自らが権利の主体であること、自らを守る方法、SOS の出し方を周知します。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	子どもまんなか社会づくりの推進	○国県が作成する普及・啓発素材等を活用しながら、市民全体に対して広く啓発活動を行い、子どもが権利の主体であることについて理解の促進を図ります。	すべての部署

(2) こどもの意見表明とその尊重

現状と課題

こどもの権利条約には「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利」が定められています。

こども基本法の制定により、こども施策の策定・実施にあたりこどもの意見の反映について必要な措置をとることが義務化されました。こどもの最善の利益を考慮するとともに、様々な方法でこどもの意見意向を聴取することが求められています。

方向性

市が実施したアンケート調査では「子どもに関することは、当事者である子どもの意見を聞いたうえで決定すべきである」(89.1%)「子ども自身の成長や子どもが安心して過ごせる社会のためには、子どもが意見を言える環境を整えることが必要である」(93.4%)でした。こどもに意見を聴くことで、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できます。また、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。これらを踏まえ、取り組みを実施していきます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	こどもの意見表明のための仕組みづくり	○全てのこどもが自らに関係するこども施策に対し意見を表明しやすい仕組みづくりを進めます。実施にあたっては、意見を出すことが苦手または困難なこども・若者についても考慮します。 ○困難な状況に置かれたこどもが、安心して助けを求められるよう「子どもホットライン 24 相談窓口」などそれぞれの悩みに応じた相談窓口等の情報を周知します。	すべての部署

2 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の確保

現状と課題

子育てはこどもの誕生前から始まっており、こどもの育ちは乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでの連続性であることが基本です。特に幼児期までの育ちが、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）にとって特に重要な時期とされています。乳児期は「アタッチメント（愛着）」を形成する重要な時期でもあり、子育ての大変さを特に感じやすい時期でもあります。

また、核家族化や地域コミュニティの希薄化などが進み、子育て家庭が孤立感、不安感を感じやすい状況にあります。安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで相談に応じ、気軽に話ができる顔の見える関係づくりから必要な支援につなぐ妊娠等包括相談支援事業に取り組んでいます。

こどもの健やかな成長のためには、安心して出産を迎えられるための支援や乳幼児期の保健・医療等のさらなる充実が必要です。

方向性

こどもの誕生前からの切れ目ない保健・医療等の確保へ向けて、妊産婦健診、乳幼児健診等各種事業の充実を図りながら、こどもの心身の健やかな成長の促進に努めます。また、児童福祉分野等と連携し、子育て家庭が孤立することなく、必要な時に様々な制度やサービスを利用できるよう相談への対応や子育て支援に関する情報提供に取り組みます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	知識の普及と保健指導の充実	○妊娠前から出産、育児まで相談に応じ、保健指導や助言を行います。 ○若者の健康増進のためプレコンセプションケア ¹ の考え方を啓発します。	こども家庭サポートセンター
2	支援制度の周知	○母子健康手帳交付時など様々な機会に、妊娠・出産・育児に関する支援制度や母子保健事業について周知します。	こども家庭サポートセンター

¹ プレコンセプションケア…男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うこと

3	各種事業の充実	○出産・育児の不安や負担を軽減できるよう産前産後サポート事業をはじめ、産後ケア事業、相談事業等の充実を図り、サービスを提供します。	こども家庭サポートセンター
4	乳幼児の家庭訪問の実施	○乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問等により、こどもの健康や発達状況、保護者の心身の状況、養育環境等把握し、必要に応じて保健指導や相談・支援につなげます。	こども家庭サポートセンター
5	乳幼児健診の受診率・精密検査受診率の向上	○未受診者、精密検査の対象者には、健診や検査の必要性・重要性を伝え、受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。	こども家庭サポートセンター
6	その他の健診の受診率向上	○妊婦健診や産婦健診をはじめ、乳がん検診や子宮がん検診等の受診率向上に努めます。また、健診結果に基づく保健指導や精密検査の受診勧奨を行います。	こども家庭サポートセンター 健康づくり課
7	予防接種の推進	○医療機関で実施する予防接種について、訪問や乳幼児健診時等に接種勧奨を行います。	こども家庭サポートセンター 健康づくり課



(2) 子育て支援サービスの充実

現状と課題

女性の就業率（復職率）の向上、共働き世帯の増加、家族構成の変化等により、出生時から学童期までの子ども・子育て家庭に対し、様々な形での子育て支援サービスの充実が求められています。時代の変化に応じて、ニーズを把握し、子ども・子育て家庭の負担軽減につながる子育て支援サービスを展開します。

方向性

本市では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、以下の事業について実施可能な体制とします。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	延長保育事業	第5章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保方策（第3期子ども・子育て支援事業計画）を参照	児童・保育課 こども家庭サポートセンター
2	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）		
3	認可保育所等による一時預かり事業		
4	実費徴収に係る補足給付事業		
5	放課後児童健全育成事業		
6	病児・病後児保育事業		
7	妊婦健康診査事業		
8	妊婦等包括相談支援事業		
9	乳児家庭全戸訪問事業		
10	産後ケア事業		
11	利用者支援事業		
12	地域子育て支援拠点事業		
13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
14	養育支援訪問事業		
15	子育て世帯訪問支援事業		
16	子育て短期支援事業		
17	児童育成支援拠点事業		
18	親子関係形成支援事業		
19	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		

(3) こどもの生きる力の育成

現状と課題

本市では、学習指導要領の趣旨に沿って「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を教育の3つの柱とし、全ての小中学校において具体的な取り組みを推進しています。この「知」「徳」「体」をバランスよく育成することを基本に、21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）の育成を図っています。

幼少期から読書をしたり、様々な文化芸術に触れたりすることは、豊かな人間性や想像力を養う上で有効な役割を果たすことから、読書活動の推進や文化芸術に触れる機会の充実が必要です。

方向性

引き続き21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）の育成を推進し、社会を自分の力でたくましく「生きぬく力」を育成します。そのために、市内小中学校の教職員に対し、各種研修会を実施し、指導の充実を図っていきます。また、施設整備・人的整備・環境整備等の観点から各種事業を推進することで、家庭や地域から「信頼される学校」づくりをめざします。

こどもの成長を支えるために、家庭や学校、図書館等の地域社会全体で読書活動を推進していきます。また、こどもが優れた文化芸術や伝統文化に触れ親しむことができるよう、鑑賞・体験する機会の充実に取り組みます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	確かな学力の向上	<p>○主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点により「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」も重視して授業の改善に取り組みます。</p> <p>○学力向上プランを作成し、検証・改善サイクルを通して個に応じた支援を推進します。</p> <p>○ペア学習やグループ学習等を効果的に取り入れ、対話力や思考力、また人間関係を形成するコミュニケーション能力を養成します。</p> <p>○ICTの効果的な活用や家庭学習の習</p>	学校教育課 

		慣化の推進に取り組みます。	
2	豊かな心の育成	<p>○「特別の教科 道徳」の授業をもとに、学校の教育活動全体を通し、道徳教育を推進します。</p> <p>○将来への夢と希望を育むキャリア教育の推進として、総合的学習の時間を中心に職業観や勤労観の醸成を図ります。また、学習や生活を振り返る場面を多く持てるよう特別活動を推進します。</p> <p>○いじめの防止や早期発見・解決、また不登校児童生徒への支援のため、教育相談やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを教育研究所(教育支援センター)に集約し、児童生徒や保護者に対する相談や支援の充実を図ります。</p> <p>○不登校児童生徒の居場所づくりのため、校内支援センターの整備や関係機関と連携した校外フリースペースづくりに取り組みます。</p> <p>○様々な文化芸術や伝統芸能等を鑑賞・体験する機会を提供するなど文化活動を充実します。</p> <p>○読書に親しみ、生涯学習の一つとできるよう、読書活動への意識向上に取り組みます。</p> <p>○絵本を通して親子で楽しい時間を過ごし、豊かな心を育むため、ブックスタート事業をはじめ様々な活動を推進します。</p> <p>○お互いの個性や考え、またその違いを尊重し、態度や行動に現れるようにするために人権教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 社会教育課</p> 
3	健やかな体の育成	<p>○体力の向上に向けて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施・分析を行い、体力向上プランの作成・推進に取り組みます。</p> <p>○運動する楽しさを知り、運動習慣を身</p>	<p>学校教育課 社会教育課 健康づくり課</p> 

		<p>につけることができるよう、親子で運動に親しむ機会などを充実します。</p> <p>○地域や家庭とも連携しながら、望ましい食習慣の形成を目指し、食育を推進します。</p>	
4	幼稚園・保育所等と小学校との連携	<p>○幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携のあり方について情報提供を行うなど、連携を促進します。</p>	<p>児童・保育課 学校教育課</p>
5	小中連携・地域連携の推進	<p>○小中学校の効果的な連携により、授業づくりの改善や教育内容の充実、魅力化を図ります。</p> <p>○学校公開日の設定や、インターネット等を活用した情報発信等により、地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>	<p>学校教育課</p> 
6	教育環境の充実	<p>○児童生徒の学校生活環境の向上のため、老朽箇所の計画的改修を進めていきます。</p> <p>○教育環境の快適化のため、空調環境の整備を進めていきます。</p>	<p>教育総務課</p>

(4) こどもの成長を支える環境の整備

現状と課題

インターネット上の情報の中にはこどもに有害なものもあり、また SNS に起因した性的被害などの問題も発生しています。市のアンケート調査でも約半数の人がインターネット利用に関して何らかのトラブルにあっていることがわかります。

喫煙・飲酒・薬物等からこどもを守る活動の推進やこどもを犯罪被害等から守り、安心して生活できる環境整備が必要です。

方向性

引き続き喫煙・飲酒・薬物等から身を守るための学習などを通じて、青少年の健全育成に向けた環境整備を行っていきます。また、こどもたちにとって信用できる人がいる、助けを求めることができる人がいる安全・安心な環境をつくっていくための取り組みを地域と一体となって推進します。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	喫煙・飲酒・薬物等の害についての学習の推進	○喫煙、飲酒、薬物等の害や危険、身を守る方法などについて、学校や関係団体等と協力して啓発していきます。	学校教育課
2	健全育成に向けた環境の整備	○スマートフォンやSNSの安全な利用に向けて、青少年育成市民会議やPTA連合会などと連携して啓発活動等に取り組みます。 ○書店やコンビニエンスストア、ゲームソフト販売店や携帯電話販売代理店等に立入調査を実施し、福岡県青少年健全育成条例に基づく指導等を行います。	社会教育課 
3	地域の安全・安心を守る活動の推進	○まちづくり推進協議会を中心に地域の安全・安心のための防犯活動やこどもたちの見守り活動を行います。	防災安全課
4	あいさつ運動の推進	○青少年育成市民会議や校区民会議等と連携・協力し、家庭・学校・地域社会が一体となった「あいさつ運動」を推進します。	社会教育課 

(5) こどもの新たなチャレンジの応援

現状と課題

今のこどもたちは、多くの情報に囲まれた環境にいるため、知識は増えているものの、断片的で受け身的なものが多く、学びや体験に対する意欲や関心が低いといわれます。

核家族化が進行し、集団で遊び、時には葛藤しながら互いに影響しあって活動する様々な体験の機会が失われてきています。その影響で、間違いや失敗を恐れて新しいことにチャレンジすることに消極的との指摘があります。

新たなチャレンジをすることで得られる主体性、忍耐力、自己肯定感などの大切さをこどもたちに伝えるとともに、様々なことに安心してチャレンジできる環境を作る必要があります。

方向性

未来を担うこどもたちの学びのきっかけづくりや、こどもたちの”挑戦したい”を応援する取り組みを引き続き行っていきます。

また、様々な体験活動等により、自らの可能性を伸ばし、夢に向かってチャレンジすることを応援する取り組みを推進していきます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	ジュニアスポーツチャレンジ	アクティブチャイルドプログラム ¹ を通じて、こどもの体力づくり、運動を始めるきっかけづくりを行います。	社会教育課
2	個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援	自然、文化、スポーツ等多様な体験やチャレンジができる機会を提供します。	各施策担当課
3	「ちくご市こども未来基金」の活用	基金を活用し、こどもたちの夢を育み、健やかな成長を支える環境づくりに取り組みます。	各施策担当課



1 アクティブチャイルドプログラム…楽しみながら積極的に身体を動かして望ましい動きを習得する運動プログラム。

(6) 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

現状と課題

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の状態が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすといわれています。

生活スタイルや価値観の変化などにより、こどもの健やかな成長に必要な遊びや体験活動の機会が減少しています。

家庭・学校・地域社会が一体となった体験・交流活動の推進により、規範意識や自立心、社会性を育成する必要があります。

方向性

地域の様々な世代が交流する活動・イベント等を通して、社会全体で青少年健全育成に取り組めます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	交流事業による健全育成の推進	○友愛キャンプ事業や「青少年健全育成のための意見発表会」など、様々な世代が連携・協力する活動を実施します。 ○校区コミュニティ協議会や校区民会議、地域子ども会などがこどもの自主性・社会性を育む活動を支援します。	社会教育課
2	次世代を担う青少年の育成	○「夏休みこどもチャレンジ教室」で体験型学習、創作活動を実施します。 ○自ら企画・運営する実行委員会形式での「二十歳の祭典」を開催します。 ○市の施設・設備を活用し、絵画や楽器等に触れる機会をつくるなど芸術活動を推進します。	社会教育課
3	将来のまちづくりに関わる人財の育成	○中学生・高校生を対象に、講義やボランティア体験などを通して、地域の担い手として貢献する人財を育成します。	社会教育課
4	地域学校協働活動の推進	○地域学校協働活動（学校・学習支援、体験活動）を推進し、地域ぐるみでこどもを育てる体制づくりを推進します。	社会教育課

(7) 居場所づくりの推進

現状と課題

安心できる居場所があると、自己肯定感や自己有用感が育まれ、居場所がないことは、人との繋がりが失われ、孤独・孤立化の問題に関わります。すべての子ども・若者が年齢を問わず、お互いを認め合いながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。アンケートの結果では、小学5年生、中学2年生の約60%が、平日の夜や休日を過ごすことができる場所に「行ったことがある」「あれば行きたい」と回答しました。また、保護者アンケートでも市の支援として、「家庭や学校以外で子どもが過ごせる場所」の希望がありました。

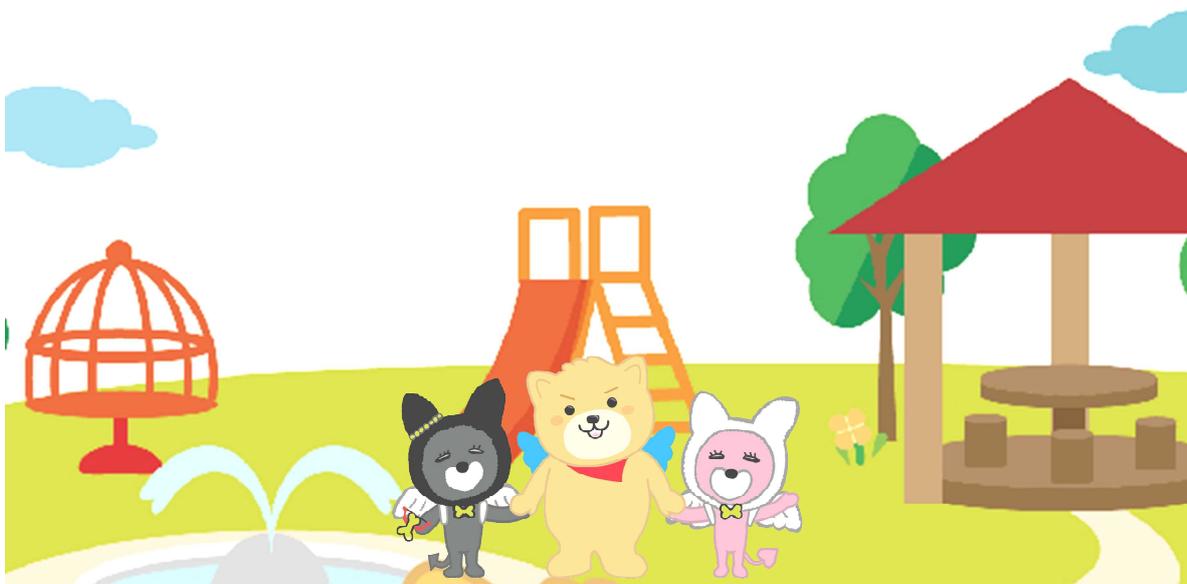
方向性

その場を居場所と感ずるかどうかは、子ども・若者本人が決めるという前提に立って居場所づくりを推進することが大切です。すでに居場所となっている場所がよりよい居場所となるよう取り組むとともに「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づき、居場所づくりを推進します。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	放課後の居場所の確保	○公園や駅前広場等において、子どもが安全で健やかに過ごせる居場所や遊び場の確保に努めます。 ○学童保育の受け皿確保に努めます。 ○学習支援・体験活動など、安全安心な放課後の居場所づくりに取り組みます。 ○こども食堂・地域食堂の支援などに取り組みます。	都市対策課 児童・保育課 社会教育課 こども家庭サポートセンター
2	地域学校協働活動の推進	○地域学校協働活動推進員(コーディネーター)や支援スタッフの育成・確保に取り組みます。	社会教育課
3	児童育成支援拠点事業	○養育環境等に課題を抱える家庭や居場所のない児童等の居場所となる場所の開設に向け検討します。	こども家庭サポートセンター

4	居場所に関する実態把握	○こどもや若者が居場所に対してどのようなニーズを有しているか、地域の資源と合わせた実態把握・情報発信に努めます。	こども家庭サポートセンター
---	-------------	--	---------------



3 きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

(1) 児童虐待の防止の推進

現状と課題

児童虐待相談件数は毎年過去最高を更新し続けており、死亡に至る重大な事件も後を絶たず、児童虐待防止は社会全体で早急に取り組むべき課題となっています。

本市でも児童虐待の防止や早期発見に向けて、要保護児童対策地域協議会¹において、情報を共有し対応等を協議し、支援を行っています。

今後も児童虐待の防止や早期発見につながるよう、関係機関で連携しながら取り組みを進めていきます。

方向性

要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、児童相談所、市の児童福祉担当部署・母子保健担当部署、教育委員会、警察など行政機関をはじめ、保育所・幼稚園や学校、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療関係など関係機関と連携・協力し、児童虐待防止や早期発見・対応につなげます。また、県が実施する社会的養護などの専門的な施策について関係機関と連携して対応します。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	こども家庭センターとしての切れ目ない支援とこども家庭相談の充実	○児童福祉と母子保健機能が一体となって妊娠期からこどもの社会的自立まで包括的・継続的に支援します。 ○児童虐待や養育困難などに関する市民の身近な相談相手として、関係機関と連携した支援体制の充実に向けた取り組みを推進します。	こども家庭サポートセンター
2	筑後市子どもを守る地域ネットワークの推進	○要保護児童の早期発見・早期対応のため、構成機関の連携強化や研修等によるスキルアップに努めるなど、機能強化に取り組めます。	こども家庭サポートセンター

1 要保護児童対策地域協議会…保護等が必要なこども・妊婦等を適切に支援するため情報交換や支援内容の協議を行う組織。

3	研修会や講座の開催	○支援者や子育て中の保護者を対象とした研修会や講座等を開催します。	こども家庭サポートセンター
4	子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	○広報やホームページ等を通じて、子どもの人権や児童虐待防止を周知・啓発します。国が定める11月の児童虐待防止推進期間に啓発事業を実施します。	こども家庭サポートセンター
5	子育て短期支援事業	○保護者の疾病や仕事等の事情でこどもの養育が一時困難になった場合、児童養護施設等でのショートステイ利用等で支援します。	こども家庭サポートセンター
6	子育て世帯訪問支援事業	○対象世帯を訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等を支援します。	こども家庭サポートセンター
7	親子関係形成事業	○発達に応じたこどもとの関わり方や親子の関係性を伝える親子関係形成事業について検討します。	こども家庭サポートセンター

(2) 貧困の状況にあるこどもへの支援

現状と課題

令和3年の「国民生活基礎調査」では、こどもの貧困率は11.5%であり、約8人に1人が貧困の状態にあると言われています。特に、ひとり親家庭の相対的貧困率は44.5%となっており、物価高騰が続いている現在、厳しい生活状況に置かれています。

保護者の就労状況や健康状態にかかわらず、子育て家庭の生活の安定や、ひとり親家庭が経済的に自立するための支援が必要です。社会的にも孤立・孤独化させないためにも、仕事や生活全般における総合的な支援が求められています。

方向性



こどもの現在及び未来が、生まれ育った環境に左右されることなく、将来に希望を持ち健やかに育つことができ、また、困難を抱える子育て世帯が孤立することなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な支援につなげ、生活の安定を図ります。

誰もが安心して子育てができるように、家庭のライフステージに対応した相談・支援体制の充実に努めます。また、関係各課・機関が連携して継続した支援を行っていきます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	こどもや家庭に関する相談支援の充実	○生活困窮者（生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者）自立支援相談窓口や家庭児童相談室等で、経済的困難を抱える家庭等を適切な支援につなげます。	福祉課 こども家庭サポートセンター
2	こどもの学習支援事業の推進	○生活に困窮する世帯に属する中学生に対し、「学習支援」や「生活習慣・育成環境の改善支援」を実施します。	福祉課
3	ひとり親家庭への支援の推進	○基本施策(3)「ひとり親家庭への支援の推進」により、ひとり親家庭の自立の促進と経済的な支援を図ります。	福祉課 児童・保育課 こども家庭サポートセンター
4	子育て世帯の経済的負担の軽減	○基本目標4基本施策(3)「子育て世帯の経済的負担の軽減」により、安心して子育てしやすい環境整備を図ります。	市民課 児童・保育課 学校教育課 こども家庭サポートセンター

(3) ひとり親家庭への支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭の自立支援として母子・父子自立支援員による就労相談支援を実施しています。能力開発や資格取得のための給付金の支給など、経済的な支援を行うことで自立の促進を図っています。

また、ひとり親家庭のこどもの学習支援として、筑後市母子寡婦福祉会が行う学習支援教室の活動を支援しています。ひとり親の方のうち、養育費について「受け取っていない」と回答した割合は62%でした。

方向性

未婚女性の出産や離婚の増加により、ひとり親家庭は今後も増加することが予想されます。ひとり親家庭の自立に向けて相談・支援体制の充実と、就業に向けた資格取得のための各種講座や給付金制度等の周知を推進するとともに、ひとり親家庭のこどもの学習支援等について、引き続き周知等の支援に取り組みます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	母子・父子自立支援員の配置	○母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、各種制度の周知や支援につなげます。また、生活保護受給者等自立支援事業を活用し、ハローワークと連携した就労支援を行います。	こども家庭サポートセンター 福祉課
2	母（父）子家庭自立支援事業	○母（父）子家庭の自立を促進するため、就業に結びつく講座受講者へ自立支援教育訓練給付金、看護師や介護福祉士などの資格取得のため修業中の人へ高等職業訓練促進給付金を支給する事業を行っています。必要な人が、この制度を利用して就業に結びつき、自立できるよう支援を行います。	こども家庭サポートセンター
3	就業支援講座等の周知	○ひとり親サポートセンターが行う就業支援講座等の情報を広報等で周知します。	こども家庭サポートセンター

4	ひとり親家庭のこどもの学習支援	○筑後市母子寡婦福祉会が行うひとり親家庭のこどもの学習支援について、ボランティア募集や事業の周知などの支援を行います。	こども家庭サポートセンター
6	養育費確保支援	○養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るための費用を助成します。	こども家庭サポートセンター
5	児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭等において、児童を養育している保護者に対し、児童扶養手当を支給し、家庭生活の安定と自立の促進を図ります。	児童・保育課

(4) 障害のあるこどもへの支援

現状と課題

障害のあるこどもの健やかな育成には、障害の早期発見・早期対応が重要です。

乳幼児健診等を通じて様々な障害の早期発見・早期療育の推進に取り組むとともに、障害のあるこどものライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、全国的な課題として特別支援教室は、そのニーズに対し受入体制の整備が追いついていない現状があり、本市においても同様の課題が発生しており対応を検討する必要があります。

方向性

引き続き、乳幼児健診等を含む発達相談の機会の確保・充実に努めることで様々な障害の早期発見・早期療育の推進に取り組めます。

また、障害のあるこどもに向けて適切な支援ができるよう、関係事業所等と連携を図り、サービス提供体制の確保に取り組めます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	乳幼児健診等を通じた早期発見、療育等支援の推進	○乳幼児健診や個別の相談を通して、支援が必要な乳幼児を早期に療育等の支援につなげます。	こども家庭サポートセンター
2	児童発達支援	○日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、心身の状況、置かれている環境に応じて、指導・訓練を行います。	福祉課
4	放課後等デイサービス	○障害のある在学中のこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。	福祉課
5	保育所等訪問支援	○障害児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障害のある児童が集団生活へ適應できるよう、専門的な支援を行います。	福祉課

6	居宅訪問型児童発達支援	○児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害などの児童を訪問し、日常生活における動作の指導や知識技能の習得等の支援を行います。	福祉課
7	相談支援の充実	○障害児通所支援を利用する際に、こどもの心身の状況や養育環境、こどもや保護者の意向その他事情を勘案し、支援の内容を定める障害児支援利用計画を作成します。	福祉課
8	特別支援教育の充実	○必要に応じて特別支援学級の新設また増設に向けた整備を推進するとともに、「特別支援教育支援員」を配置し、職員の資質向上や支援の充実を図ります。	学校教育課
9	幼稚園、保育所等における特別支援事業の推進	○障害のあるこどもや医療的ケア児を支援するために保育士等を加配する施設に対して、財政等の支援を行います。	児童・保育課

(5) ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人の子ども等への支援

現状と課題

「子ども・若者育成支援推進法」に、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）が明記されました。

市のアンケート調査では小学生、中学生にヤングケアラーと思われる回答もありました。また、ヤングケアラーという言葉の認知度は、中学2年生で22.8%でした。

ヤングケアラーである子ども本人に自覚がない、どこに相談したらいいかわからない、社会的認知度が低いといった課題があります。

性的少数者への偏見や差別の予防、解消に向けて、性の多様性に関する理解を深めるための取組が必要です。また、働き手となる外国人の増加に伴い、子どもを含めた外国人の受け入れ環境の整備が求められています。

方向性

子どもの客観的な状況と本人の主観的な受け止め等を踏まえながら、家族等も含めて子どもの最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要です。ヤングケアラーの社会的認知度の向上のため周知・啓発を行い、ヤングケアラーの早期発見と支援体制の整備を進める必要があります。

性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるため、関係機関や支援団体等と連携し、啓発を推進します。また、外国人の子どもや子育て家庭が、言葉の心配をすることなく学校や地域で生活できるよう関係機関と協力して支援に取り組む必要があります。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	ヤングケアラー把握のための実態調査	○学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートの実施に向けた検討を行います。	こども家庭サポートセンター 学校教育課
2	子育て世帯訪問支援の推進	○ヤングケアラー支援のため、対象世帯を訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等を支援します。	こども家庭サポートセンター

3	性的マイノリティへの支援	○性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。	人権・同和対策室 学校教育課
4	外国人の子ども等への支援	○多言語翻訳機を利用しコミュニケーションを取りながら必要な支援を行います。	学校教育課 福祉課

4 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み 育てることができるための支援

(1) 次代の親の育成

現状と課題

すべてのこども・若者が、心理的・社会的に発達し、将来の夢や希望を抱いて可能性を広げることができるよう、自己形成の支援や職業観を育む機会の充実が求められています。また、こどもたちが発達段階に応じて男女共同参画意識を持ち、性別による固定的な役割分担意識を解消し、共に子育てを担う社会の推進に向けた取り組みを進める必要があります。

方向性

こども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性をはぐくみ、自立した大人へと成長していけるよう、自己形成や社会的自立に向けた取り組みを推進します。また、結婚や子育てについて理解を深め、将来についてビジョンを描けるようになるための取り組みを推進します。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	職業体験等の実施	○職業観や勤労観を育成し、「生きる力」を身につけ、社会人・職業人として自立していけるよう職業体験や多世代交流を実施します。	学校教育課 市長公室
2	ボランティアちっこ塾事業	○人に役立つ喜びを感じたり、自己肯定感を高めたりしながら、社会性や主体性を身に付けるため、異なる学校や学年のとの交流やボランティア活動等を実施します。	社会教育課
3	乳幼児とのふれあい体験	○中高生等が乳幼児とふれあう機会をつくる取り組みを検討します。	こども家庭サポートセンター

(2) 出会い・結婚応援の推進

現状と課題

近年、日本では人口減少と少子高齢化が著しく、少子化対策として、結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援が必要です。少子化の大きな要因として、晩婚化や未婚率の上昇が挙げられるものの、これまでの国や自治体の施策は、出産や子育て支援を中心に行われており、結婚支援については十分な支援が行われてきませんでした。

そうした状況の中で、未婚率は上昇し（2020年50歳時の未婚率：男性約28%、女性約18%）、婚姻数が過去最低を更新する（2023年約47万組）など、出会いや結婚を求める若者に向けた結婚支援は、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。

方向性

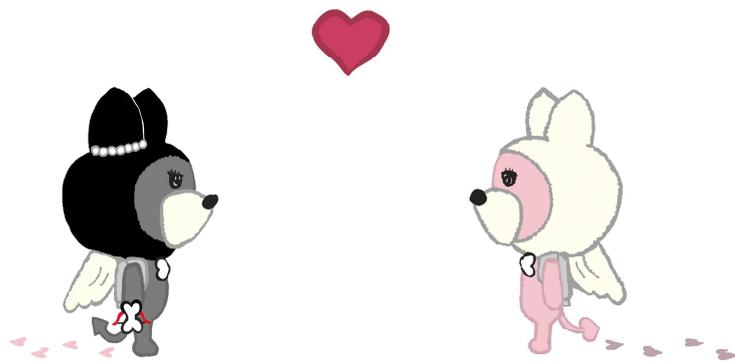
出会いや結婚を希望する若者を支援するため、本市・八女市・広川町とで運営する八女・筑後結婚サポートセンターの事業を推進するとともに、市独自の恋活イベントを実施するなどして出会いの機会の創出に取り組みます。

また、県が実施する福岡県出会い・結婚応援事業と連携した取り組みを行っていきます。その一環として、引き続き、結婚を機に本市で新生活をスタートする新婚世帯に対して、家賃や敷金礼金等の費用の補助を行っていきます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	結婚新生活家賃支援事業の推進	○結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（家賃、敷金・礼金等）を支援します。	企画調整課
2	素敵な出会いを応援するための恋活イベントの開催	○若い世代の出会い創出や結婚応援及び都市部居住者が筑後市を知る機会の創出を図り、地方創生の目的の一つでもある未婚化・晩婚化の解消等に寄与するために、恋活イベントを開催します。 ○20代から40代を対象に、本を媒体とした出会いの場をつくり、「恋のくに」筑後のPRとともに、出会いの機会の拡大を図るための恋活イベントを行います。	企画調整課 社会教育課

3	八女・筑後結婚サポートセンター事業	○独身者を対象としたお見合いやイベントなどを通して、出会いや結婚のきっかけをつくり、生涯のパートナーを見つけてもらうことを目的とした事業を実施します。	企画調整課
---	-------------------	---	-------



(3) 子育て世帯の経済的負担の軽減

現状と課題

こどもが生まれてから成人するまでには養育費や教育費など多大な費用がかかり、経済的な負担となるとともに、将来への不安材料となっています。

こどもの健康状態が家庭の経済状況で左右されることなく、また、子育て家庭の生活の安定や、次代の社会を担うこどもの心身の健やかな成長のために、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

小中学生の保護者アンケート結果では、必要な支援として最も多いものが「就学に係る費用」、次に「こどもの医療費に係る費用」となりました。また、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行くこと）」ことを求める声が多く寄せられました。

方向性

子育て家庭に対し児童手当の支給や医療費の助成などの支援を行うことで、子育てに係る経済的負担の軽減を図り、こどもを育てやすい環境の整備を図ります。

妊婦のための支援給付事業や妊婦等包括相談支援事業等による支援を効果的に組み合わせ、妊娠期からの切れ目ない伴走型支援の充実を図ります。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	子どもの医療費助成	○高校生世代までのこどもの医療に要する費用の自己負担分を助成します。就学前・小中高校生世代で異なります。	市民課
2	保育料の独自軽減	○3歳未満児における保育所等の保育料を国の基準額よりも軽減します(3歳以上は無償となります)。	児童・保育課
3	就学援助制度	○経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な費用(学用品費・給食費等)の一部を支給します。	学校教育課
4	学童保育事業にかかる利用料の減免	○就学援助制度の対象者(児童生徒の保護者)に対し、学童保育にかかる利用料を減免します。	児童・保育課
5	筑後市奨学金給付事業	○人物・学業共に優れ、経済的理由により高校の学費等の支払いが困難な生徒に対し、奨学金を支給します。 (筑後市奨学会への補助)	学校教育課

6	妊婦のための支援給付事業	○妊婦であることの認定後に5万円、胎児の数の届出後、胎児1人当たり5万円を支給します。	こども家庭サポートセンター
7	児童手当の支給	○高校生世代までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給します。	児童・保育課
8	保育所等の副食費の免除	○保護者の所得状況に応じて保育所等の副食費を免除します。	児童・保育課



(4) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

現状と課題

男女問わず主体的に子育てに向き合い、関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得・選択しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。

近年では、国が進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や男性の育児休暇の取得の推進をはじめ、仕事と子育ての両立に向けた環境の整備に独自に取り組む企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者まで十分に浸透していないのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、行政のみの取り組みで実現することは難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

方向性

市民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	企業・事業所への啓発と情報提供	○広報やホームページ等を活用し、国や県の「女性活躍推進」に関する情報発信を進めます。	男女共同参画推進室
		○福岡県「子育て応援宣言」に登録している事業所を広報やホームページ等で積極的に紹介し、登録を促進します。	商工観光課
2	女性のニーズに応じた就労支援	○産後等の再就職についての情報を広報やホームページ等で発信するとともに、おひさまハウスにおいて県の「子育て女性就職支援センター」の出張相談の場を提供します。	こども家庭サポートセンター
3	仕事と子育ての両立支援の充実	○待機児童ゼロを継続するとともに、延長保育や一時預かり保育など多様な保育を提供します。	児童・保育課

4	父親の育児参画に関する事業の実施	<p>○父親が子育てに積極的に関わるきっかけとなるよう、父親参加型事業をおひさまハウス等で開催します。</p> <p>○母子健康手帳交付時に、父親向け冊子を併せて交付します。</p> <p>○教室等で父親の育児を支援します。</p>	こども家庭サポートセンター
5	労働環境整備に関する情報提供	<p>○広報やホームページ等を活用し、ワーク・ライフ・バランスや労働環境の整備を推進する情報を発信します。</p>	商工観光課



(5) 地域や家庭でこどもを育む環境づくり

現状と課題

核家族化の進行や、地域とのつながりの希薄化に伴い、祖父母や近隣住民など身近な人から子育てに関する支援を受けることが難しくなっています。子育て支援拠点施設「おひさまハウス」では、子育て世代の孤立化を防ぎ、伴走型の支援を行うため、利用者のニーズを汲み取りながら、様々な事業に取り組んでおり今後も継続していきます。

保護者の相談に対し、必要な支援を行い、または適切な支援につなぐことにより、子育ての不安や負担を軽減し、楽しく子育てができるよう取り組みます。

方向性

「おひさまハウス」における相談・各種教室や、子育てサロンなどの身近な場所で利用できるサービスの充実を図るとともに、多様な媒体を活用し、積極的な情報提供に取り組みます。また、イベントや教室で父親の来所機会を増やし、父親の育児参加を促します。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容	担当課
1	地域子育てサロンの充実	○身近な場所で、子育て中の親子が地域の方と一緒に触れ合える地域子育てサロンの運営や設置を支援していきます。	こども家庭サポートセンター
2	子育て支援拠点施設事業の充実	○子育て中の保護者の孤立化を予防・解消するため、子育て支援拠点施設「おひさまハウス」で育児相談や各種教室、子育てサークルへの支援、情報提供等を実施します。 ○教室やイベントの内容や開催日を工夫し、父親が参加しやすい事業を実施することにより、父親の育児参加を促します。 ○安全・快適な利用のため施設や設備の適切な管理・維持補修等を行います。	こども家庭サポートセンター
3	ファミリー・サポート・センター事業	○身近に頼れる人がいない子育て世帯を支援するため、会員相互による援助活動を行っています。必要な人が必要な時に利用できるよう、会員の確保や事業の周知等に努めます。	こども家庭サポートセンター

4	WEラブ赤ちゃんプロジェクト ¹ の取り組み	○プロジェクトの趣旨を市民や企業等へ周知・啓発し、地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。	企画調整課 こども家庭サポートセンター
5	「家族の日」の取り組み	○内閣府が定めた「家族の日」に、こどもや家庭を社会全体で支える大切さ等について理解を深めてもらう啓発活動を実施します。	企画調整課
6	多様な媒体を活用した情報発信	○ホームページやLINE、母子手帳アプリなど、多様な媒体を活用し、プッシュ型で積極的な情報発信を行います。	こども家庭サポートセンター
7	地域学校協働活動の推進（再掲）	○地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）等に取り組み、地域ぐるみでこどもを育てる体制づくりを推進します。	社会教育課

1WEラブ赤ちゃんプロジェクト…社会全体でこどもへの愛や子育て世帯を応援する気持ちを言葉や行動で表す取り組み。



子ども・子育て支援に関する事業の
量の見込みと確保方策
(第3期子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育てに関する事業の推進

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、第2期計画に引き続き、「市全域」を1つの教育・保育提供区域として設定します。

(2) 量の見込みと確保方策の設定

量の見込みについては、計画期間中の人口推計、ニーズ調査結果、各事業の利用実績等を踏まえ算出します。保育の量の見込みは、1歳児～5歳児は年度初めで算出しますが、0歳児は年度途中の出生という特別要因により、年度初めと年度末の入所者数に構造的に大きな差があることから10月1日時点で算出します。

確保方策については、量の見込みに対して、特定教育・保育施設¹及び特定地域型保育²の利用定員をもとに一時的な定員増及び定員内訳変更、企業主導型保育施設³の地域枠、地域子ども・子育て支援事業の合計（利用）定員等により設定します。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、必要に応じて計画内容の一部見直しを行います。

1 特定教育・保育施設…市長が施設型給付費の支給を行う保育所、認定こども園、幼稚園。

2 特定地域型保育…市長が施設型給付費の支給を行う小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。

3 企業主導型保育施設…企業が従業員のためにつくる保育所。定員の2分の1の範囲で地域枠（従業員以外）の設定が可能。

(3) 認定区分と提供施設

① 認定区分と施設

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 小規模保育事業所 ¹ 、企業主導型保育施設

② 1号、2号、3号認定のこどもが利用できる施設

■ 認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		制限はありません	保育の必要性があり、教育を受けさせたい	保育の必要性がある	保育の必要性がある
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	小規模保育事業所				○

■ 本市の教育・保育施設数（令和6年4月1日時点）

	実施か所	定員
私立幼稚園	1か所	150人
公立保育所	1か所	120人
私立保育所	12か所	1,280人
認定こども園	2か所	441人
小規模保育事業所	8か所	124人
企業主導型保育施設(地域枠)	4か所	34人

1 小規模保育事業所…主に満3歳未満の乳児・幼児を対等とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業所。

(4) 量の見込みと確保方策

① 0～2歳児（3号認定こども）

確保の方針

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設（0歳児除く）で実施します。既存施設の一時的な利用定員の増及び利用定員の内訳変更により確保します。

■ 3号認定（0歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳	量の見込み（A）	186	182	184	182	182	
	確保方策	保育所、認定こども園	157	154	154	154	154
		小規模保育事業所	40	40	40	40	40
		合計（B）	197	194	194	194	194
	過不足数（B-A）	11	12	10	12	12	

■ 3号認定（1歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1歳	量の見込み（A）	269	292	290	287	287	
	確保方策	保育所、認定こども園	248	255	250	250	250
		小規模保育事業所	43	43	43	43	43
		企業主導型保育施設	17	17	17	17	17
		合計（B）	308	315	310	310	310
過不足数（B-A）	39	23	20	23	23		

■ 3号認定（2歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
2歳	量の見込み（A）	329	300	330	323	320	
	確保方策	保育所、認定こども園	285	282	282	282	282
		小規模保育事業所	41	41	41	41	41
		企業主導型保育施設	17	17	17	17	17
		合計（B）	343	340	340	340	340
過不足数（B-A）	14	40	10	17	20		

② 3～5歳児（1・2号認定こども）

確保の方針

認定こども園、幼稚園で実施します。

■ 1号認定

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	量の見込み（A）	118	114	109	95	94	
	確保方策	認定こども園、幼稚園	197	202	209	211	213
		合計（B）	197	202	209	211	213
	過不足数（B-A）	79	88	100	116	119	

確保の方針

保育所、認定こども園、幼稚園で実施します。既存施設の一時的な利用定員の増及び利用定員の内訳変更により確保します。

■ 2号認定

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
2号	量の見込み（A）	1,149	1,129	1,078	1,071	1,060	
		うち教育の利用希望が強い方	157	152	145	143	141
	確保方策	保育所、認定こども園	1,121	1,109	1,051	1,051	1,049
		幼稚園及び預かり保育	46	45	45	43	43
		合計（B）	1,167	1,154	1,096	1,094	1,092
過不足数（B-A）	18	25	18	23	32		

2 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 量の見込みと確保方策

① 延長保育事業

保育認定を受けたこどもを対象に、通常の利用時間外の時間において、認定こども園、保育所等で引き続き保育を行う事業です。

確保の方針

市内全保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）により実施します。

■ 延長保育事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		846	836	826	816	806
確保 方策	実人数	846	836	826	816	806
	施設数(か所)	21	21	21	21	21

② 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童（幼稚園在園児）を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

確保の方針

教育時間終了後、引き続き同じ施設で行う預かり保育に対してのニーズは高いことから、市内の幼稚園、認定こども園すべてにおいて見込み量を確保します。

■ 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	23,600	20,200	19,400	19,000	16,400
	2号認定	31,400	30,400	29,000	28,600	28,200
確保 方策	延べ人数	55,000	50,600	48,400	47,600	44,600
	施設数(か所)	3	3	3	3	3

③ 認可保育所等による一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

確保の方針

市内認可保育所、小規模保育事業所等により実施します。

■ 認可保育所等による一時預かり事業

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,190	1,180	1,170	1,160	1,150
確保	延べ人数	1,190	1,180	1,170	1,160	1,150
方策	施設数(か所)	5	5	5	5	5

④ 実費徴収に係る補足給付事業

世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、市が定める基準に該当する保護者の子どもが、幼稚園での教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき副食の提供に要する費用の全部又は一部を給付する事業です。

確保の方針

子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用者を対象に実施します。

■ 実費徴収に係る補足給付事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

⑤ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

確保の方針

市内全小学校区の学童保育所（巡回型を含む）及び民間学童保育所により実施します。

■放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	289	301	294	299	287
	2年生	280	271	283	277	282
	3年生	221	228	222	234	230
	4年生	122	137	143	143	153
	5年生	49	59	74	81	85
	6年生	15	15	20	20	24
	合計	976	1,011	1,036	1,054	1,061
確保方策	実人数	981	1,017	1,043	1,056	1,074
	施設数（か所）	13	13	13	13	13

⑥ 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、こどもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設等で一時的な保育を行う事業です。

確保の方針

病児保育施設「ちっこハウス」において、必要な保育士や看護師を配置し、感染防止に配慮した個室等の確保を行い実施します。

■病児・病後児保育事業

（単位：人日※年間延べ人数）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,120	1,120	1,132	1,124	1,120
確保方策	延べ人数	1,680	1,680	1,698	1,686	1,680
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

⑦ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊婦に対して、妊娠期間中の適時に必要に応じた検査を実施する事業です。

確保の方針

すべての医療機関で実施します。

■ 妊婦健康診査事業

(単位：人、人回)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	380	350	345	340	340
	健診回数	5,040	4,900	4,830	4,760	4,760
確保方策（実施体制）		すべての医療機関で実施				

⑧ 妊婦等包括相談支援事業

産前産後において、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

確保の方針

妊婦のための支援給付の申請・給付の手続きの際、保健師等による面談等により実施します。

■ 妊婦等包括相談支援事業

(単位：回)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	760	742	733	724	723
確保方策	760	742	733	724	723

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

確保の方針

担当助産師（保健師）による、保護者に寄り添った支援を実施します。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	380	372	368	364	363
確保方策（実施体制）	実施体制：1人 (要フォロー者については、地区担当の保健師・助産師が対応)				

⑩ 産後ケア事業

産後の母親と赤ちゃんが宿泊または日帰り等で、心身のケアや授乳指導、育児指導等を受けられることができる事業です。

確保の方針

利用希望に応じ、ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）、アウトリーチ（訪問型）により実施します。

■ 産後ケア事業

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	195	210	220	230	240
確保方策	215	215	220	230	240

⑪ 利用者支援事業

子ども・子育てに関する総合相談窓口として、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談内容に応じて必要な支援を行う事業です。

確保の方針

こども家庭センター型として実施します。

■利用者支援事業

(単位：か所)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

⑫ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

確保の方針

子育て拠点支援施設「おひさまハウス」において実施します。利用者アンケートを行い、保護者のニーズを汲み取りながら、より利用しやすい施設のあり方を検討します。ホームページや広報などで施設で行っている事業を紹介し、親子の触れ合いの大切さや楽しさをPRしていきます。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：人回/月)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	808	799	813	802	795
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

⑬ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（依頼会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

確保の方針

保護者の多様なニーズに応えられるよう、引き続き人材確保に努めます。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（単位：人日※年間延べ人数）

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	697	684	672	660	647
確保方策	697	684	672	660	647

⑭ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

確保の方針

市の保健師等による新生児・乳児訪問事業（出産前からの関わりのある世帯等を訪問する事業）により実施します。

■ 養育支援訪問事業（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28	26	25	25	25
確保方策（実施体制）	実施体制：5人（地区担当の保健師・助産師が対応）				

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

児童の養育について支援が必要な家庭に対し、家事・育児支援のための訪問支援員を派遣する事業です。

確保の方針

関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業につなげ支援を行います。

■ 子育て世帯訪問支援事業

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	188	186	184	182	180
確保方策	188	186	184	182	180

⑯ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、こどもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

確保の方針

ホームページ等で子育て短期支援事業の周知を実施します。また、関係機関と連携し、支援を必要とする保護者の把握及び利用勧奨を行います。

■ 子育て短期支援事業

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保方策	延べ人数	40	40	40	40
	施設数(か所)	4	4	4	4

⑰ 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等に対し、居場所となる場を提供し、個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に提供することを目的とした事業です。

確保の方針

関係機関と連携し、支援が必要な児童等の把握に努め、事業につなげ支援を行います。

■ 児童育成支援拠点事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	15	22
確保方策	0	0	16	15	22

⑱ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換の場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

確保の方針

関係機関と連携し、支援が必要な家庭等の把握に努め、事業につなげ支援を行います。

■ 親子関係形成支援事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	19	19
確保方策	0	20	20	19	19

⑭ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

確保の方針

構成員への研修等を通じ、関係機関相互の連携をすすめます。

■ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施



計画の推進に向けて

1 計画推進に向けての基本的な考え方

- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を優先して考慮します。
- こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていきます。
- こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。
- 予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成します。
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにします。
- 若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組みます。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たせるよう呼びかけます。



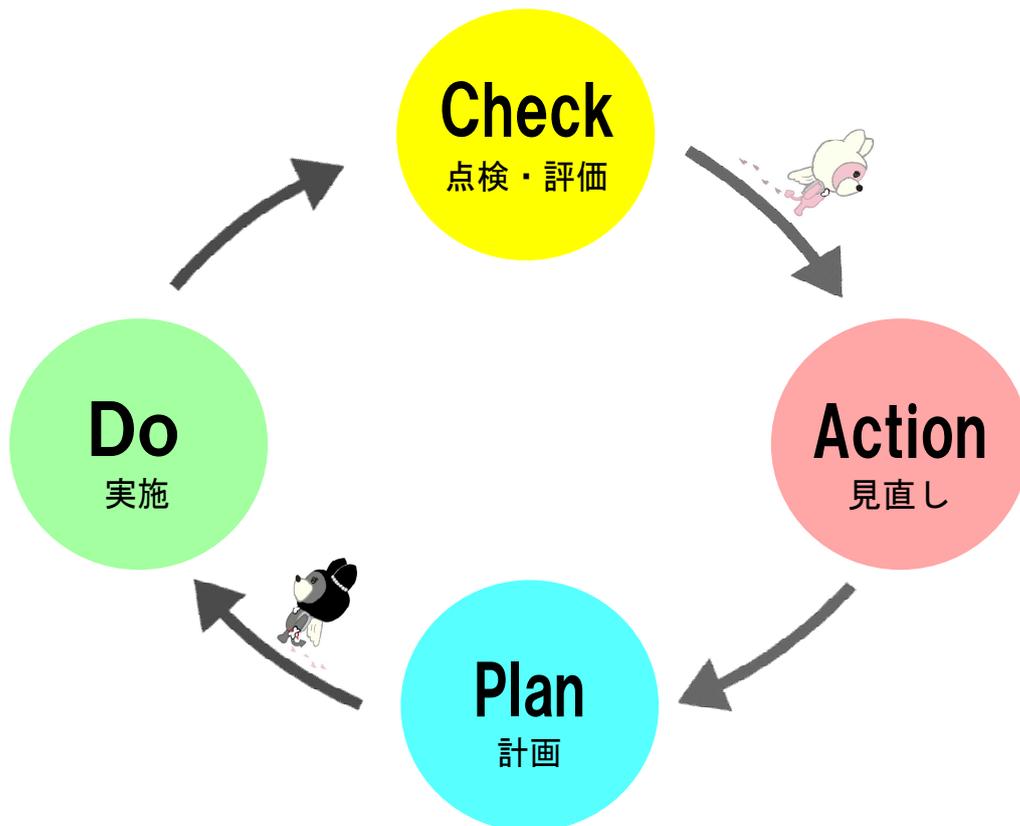
2 推進体制

本計画の策定部署となるこども家庭サポートセンター、児童・保育課を中心に、学校教育及び施策に関わる庁内関係部署、関係機関・事業者・市民・地域等の参画を得ながら、計画の着実な推進を図ります。

3 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、施策の実施状況等について各年度に点検・評価し、その結果や法・制度改正、財政状況、環境変化などを踏まえて、施策へ反映します。点検・評価の際には、筑後市子ども・子育て会議やこども・若者本人たちからの意見等も参考にします。

計画の進行管理のイメージ



4 計画の指標

計画の進捗状況を把握するための指標です。



目標値：こども大綱で示された数値を参考にしたもの。「上昇」はR6年度
現状値がすでにその数値を達成している場合。

現状値：市内のこどもや子育て当事者へのアンケート結果。
次回アンケートは、次期計画策定時に実施。

			%	
	指標	目標値	R6年度 現状値	
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70	26	
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	上昇	86.6	
3	「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合（自己肯定感の高さ）	上昇	62.5	
4	「自分には自分らしさというものがある」と思うこどもの割合	90	77.1	
5	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	97	82.5	
6	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこどもの割合	上昇	80	
7	「こどもに関することは、当事者であるこどもの意見を聞いたうえで決定すべきである」と思うこどもの割合	上昇	89.1	
8	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70	37.5	
9	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90	82.2	

資料編



1 筑後市子ども・子育て会議

(1) 筑後市子ども・子育て会議条例

○筑後市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、筑後市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市内団体から推薦を受けた者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(2) 筑後市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	団体名等	任期
会長	河村 陽子	九州大谷短期大学	令和5年8月1日 ～令和7年7月31日
副会長	大石 昭彦	筑後市議会	令和5年4月30日 ～令和7年7月31日
委員	樋口 直子	筑後市保育協会 (幸輪保育園)	令和3年8月1日 ～令和6年3月31日
//	中嶋 顕行	筑後市保育協会 (松原保育園)	令和6年4月1日 ～令和7年7月31日
//	萩尾 美穂子	認定こども園 (筑後中央幼稚園)	令和3年8月1日 ～令和7年7月31日
//	稗田 照子	小規模保育事業 (筑後どんぐり保育園)	令和5年8月1日 ～令和7年7月31日
//	森田 美紀	学童保育所 (筑後社会福祉協議会)	平成29年8月1日 ～令和7年7月31日
//	北澤 貴志江	筑後市保育協会保育士会 (桜保育所)	令和5年8月1日 ～令和7年7月31日
//	木庭 恵	公募委員	令和3年8月1日 ～令和7年7月31日
//	下川 紗代子	公募委員	令和5年8月1日 ～令和7年7月31日
//	下川 優佳	公募委員	令和5年8月1日 ～令和7年7月31日
//	藤木 美香	公募委員	令和5年8月1日 ～令和7年7月31日
//	北里 美弥	久留米大学(学生)	令和6年11月1日 ～令和7年7月31日
//	藤井 彩葉	久留米大学(学生)	令和6年11月1日 ～令和7年7月31日



2 策定経過

2024（令和6）年	2月20日	第2回筑後市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るスケジュール等について
2024（令和6）年	4月30日	第3回筑後市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画について ・事業計画にかかるニーズ調査について ・今後のスケジュール
2024（令和6）年	5月27日～ 7月5日	筑後市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
2024（令和6）年	7月10日～ 8月5日	子どもの生活に関するアンケート調査
2024（令和6）年	7月16日～ 8月15日	子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査
2024（令和6）年	10月8日	第4回筑後市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画における進捗状況について ・アンケート調査結果について ・筑後市こども計画素案協議（基本理念等） ・今後のスケジュール
2024（令和6）年	12月2日	第5回筑後市子ども・子育て会議 ・筑後市こども計画素案協議 ・今後のスケジュール
2025（令和7）年	1月6日 ～2月4日	パブリックコメントの実施
2025（令和7）年	2月7日	第6回筑後市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・筑後市こども計画（案）の一部修正について ・第3期子ども子育て支援事業計画（法定分）の策定について
2025（令和7）年	3月	第3期子ども子育て支援事業計画（法定分）策定
2025（令和7）年	4月15日	第7回筑後市子ども・子育て会議 ・筑後市こども計画（案）協議
2025（令和7）年	5月	筑後市こども計画策定 （第3期子ども子育て支援事業計画を包含）

3 アンケート調査結果の概要

(1) 子どもの生活に関するアンケート調査の概要

「筑後市こども計画」策定の基礎資料として、子どもの生活状況の実態や家庭の状況、生活環境についての意識やニーズ等を把握することを目的として実施した。

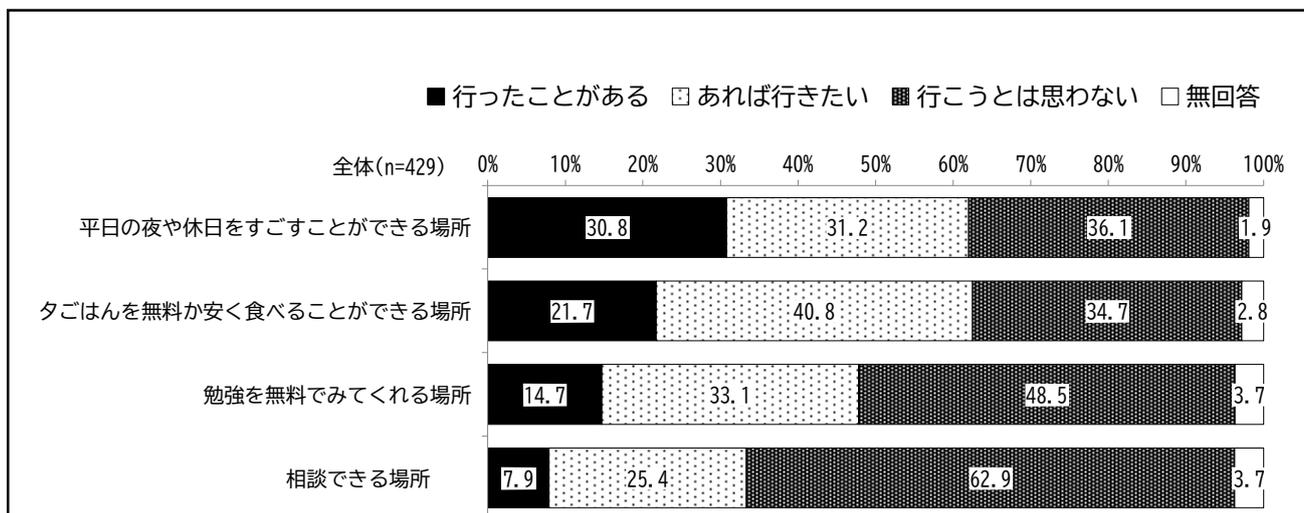
	小学生及び保護者調査	中学生及び保護者調査
調査対象者	市内在住の小学5年生及びその保護者	市内在住の中学2年生及びその保護者
調査方法	<公立小学校> 児 童：タブレット端末によるWEB回答 保護者：児童を通じた案内配布・WEB回答	<公立中学校> 生 徒：タブレット端末によるWEB回答 保護者：生徒を通じた案内配布・WEB回答
標本数	児童・保護者 各495人	生徒・保護者 各444人
有効回収数 (有効回収率)	児 童：429人(86.7%) 保護者：283人(57.2%)	生 徒：378人(85.1%) 保護者：159人(35.8%)
調査期間	令和6年7月10日(水)～令和6年8月5日(月)(回収予備期間含む)	

-
- 回答は、原則として各質問の調査数を基数(n)とした百分率(%)で表し、小数第2位を四捨五入している。このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

調査の結果の概要

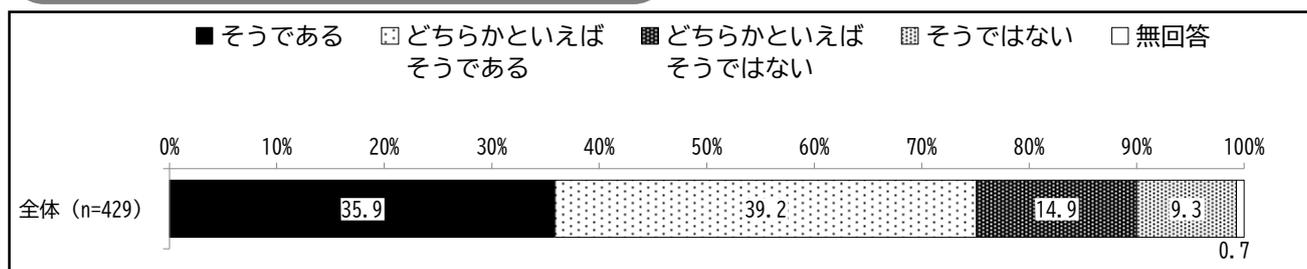
子どもの生活に関するアンケート調査（小学生）

●居場所について ●



行ったことがある場所をたずねたところ、『平日の夜や休日を過ごすことができる場所』が30.8%で最も多くなっている。また、「あれば行きたい」では『夕ごはんを無料か安く食べることができる場所』が40.8%で最も多くなっている。

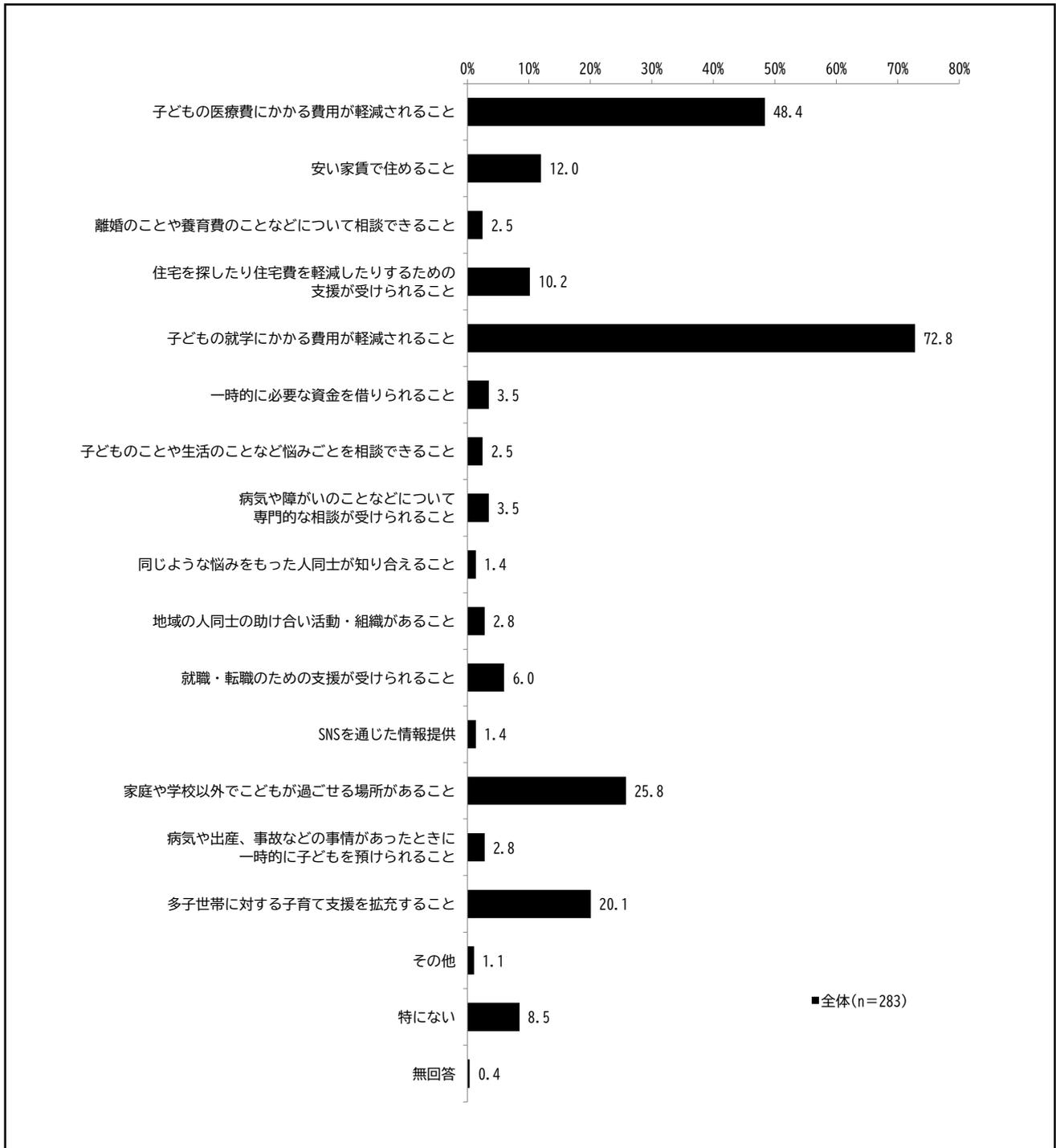
●自分のことが好きか ●



「どちらかといえばそうである」が39.2%で最も多く、次いで「そうである」が35.9%、「どちらかといえばそうではない」が14.9%となっている。

子どもの生活に関するアンケート調査（小学生保護者）

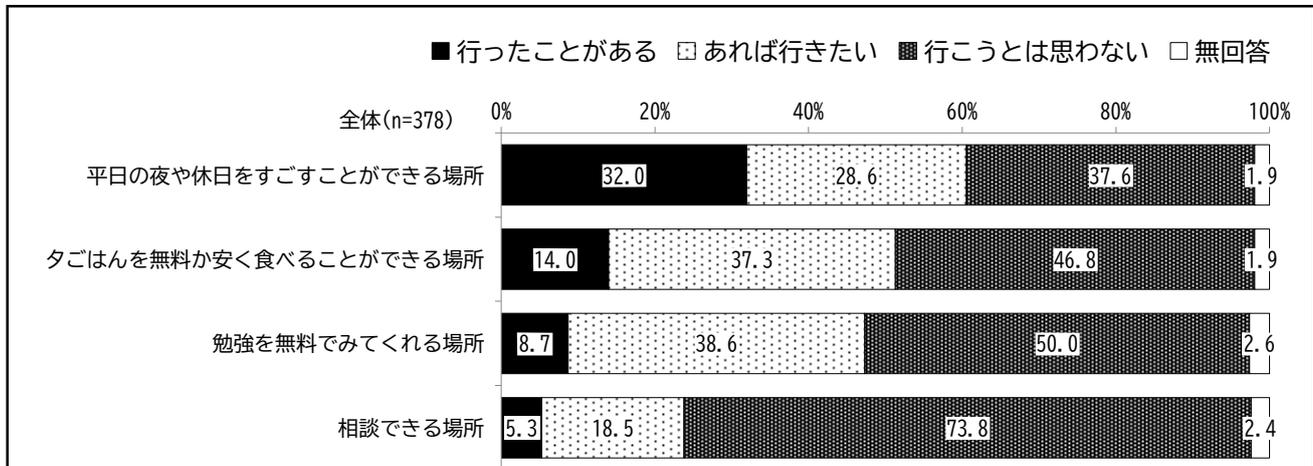
●重要と思う支援等●



「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が72.8%で最も多く、次いで「子どもの医療費にかかる費用が軽減されること」が48.4%、「家庭や学校以外で子どもが過ごせる場所があること」が25.8%となっている。

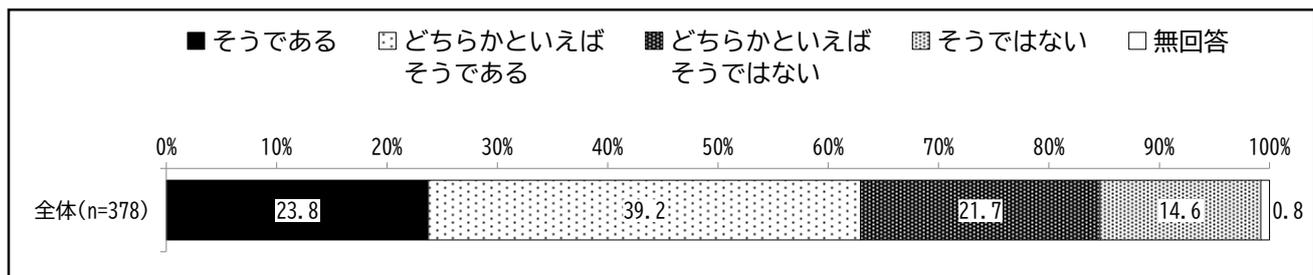
子どもの生活に関するアンケート調査（中学生）

●居場所について ●



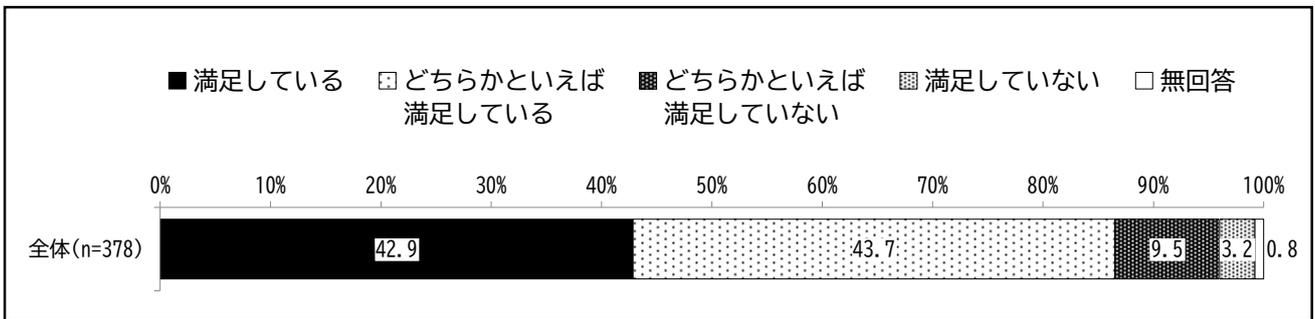
行ったことがある場所をたずねたところ、『平日の夜や休日を過ごすことができる場所』が32.0%で最も多くなっている。また、「あれば行きたい」では『夕ごはんを無料か安く食べることができる場所』『勉強を無料でみしてくれる場所』が3割を超えている。

●自分のことが好きか ●



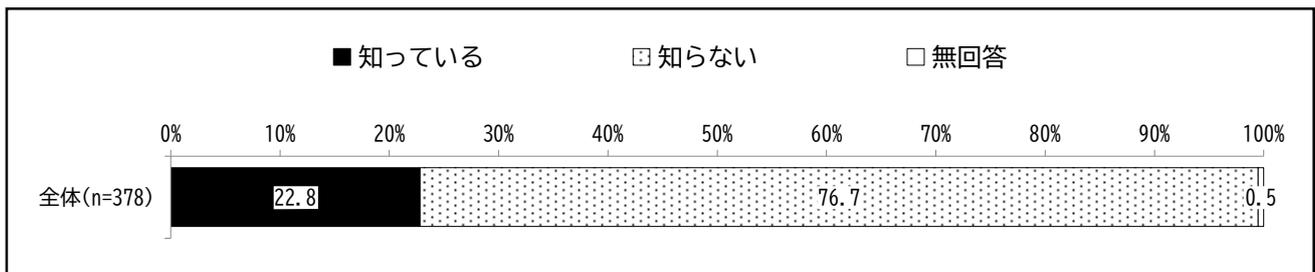
「どちらかといえばそうである」が39.2%で最も多く、次いで「そうである」が23.8%、「どちらかといえばそうではない」が21.7%となっている。

● 生活の満足度について ●



「どちらかといえば満足している」が43.7%で最も多く、次いで「満足している」が42.9%となっている。

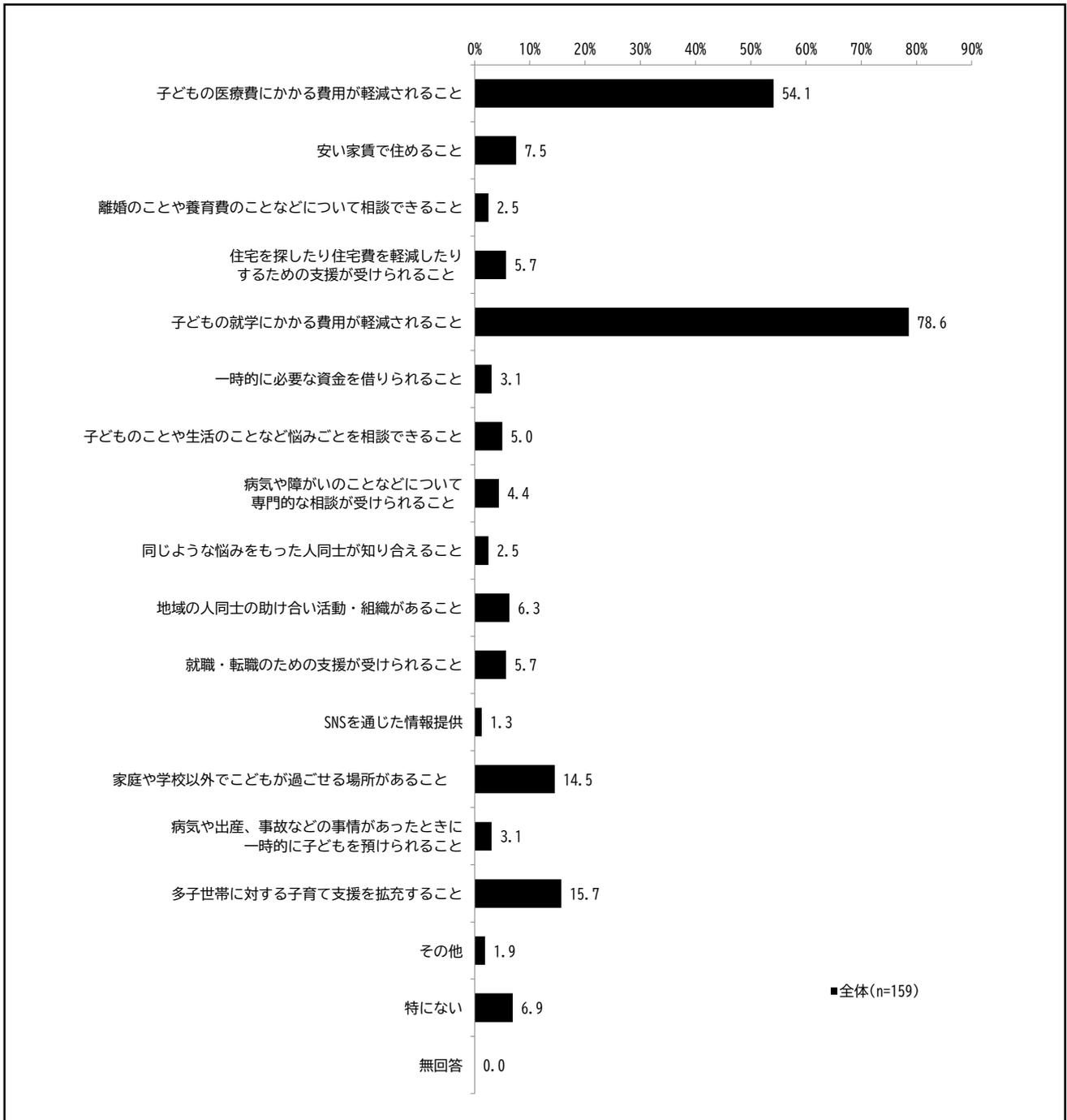
● ヤングケアラーの認知度について ●



「知っている」が22.8%、「知らない」が76.7%となっている。

子どもの生活に関するアンケート調査（中学生保護者）

●重要と思う支援等●

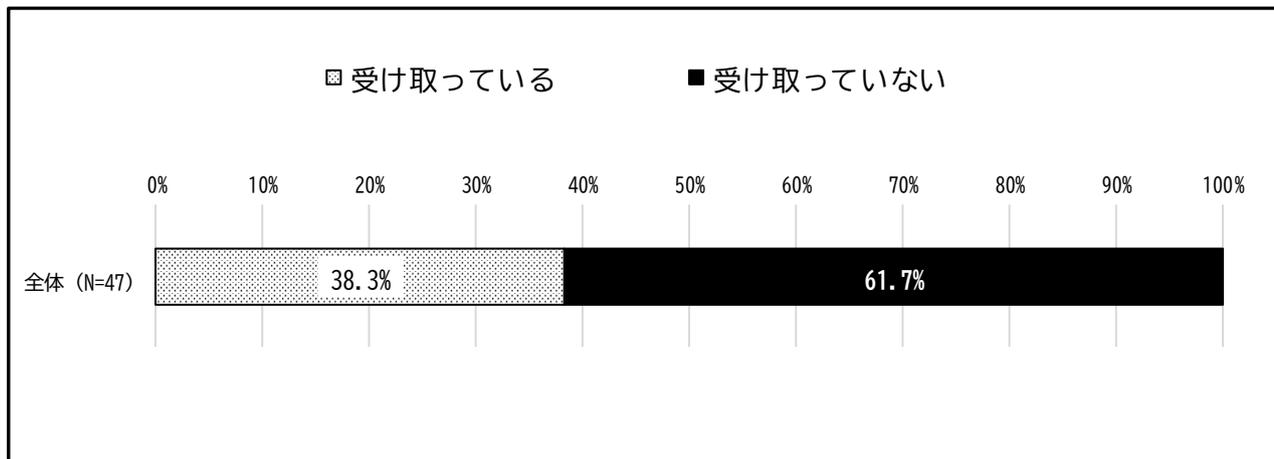


「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が78.6%で最も多く、次いで「子どもの医療費にかかる費用が軽減されること」が54.1%、「多子世帯に対する子育て支援を拡充すること」が15.7%となっている。

子どもの生活に関するアンケート調査（小・中学生保護者）

● 養育費の受け取り状況 ●

離婚によりひとり親になられた方からの回答



「受け取っている」が38.3%、「受け取っていない」が61.7%となっている。

(2) 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査の概要

子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査の概要

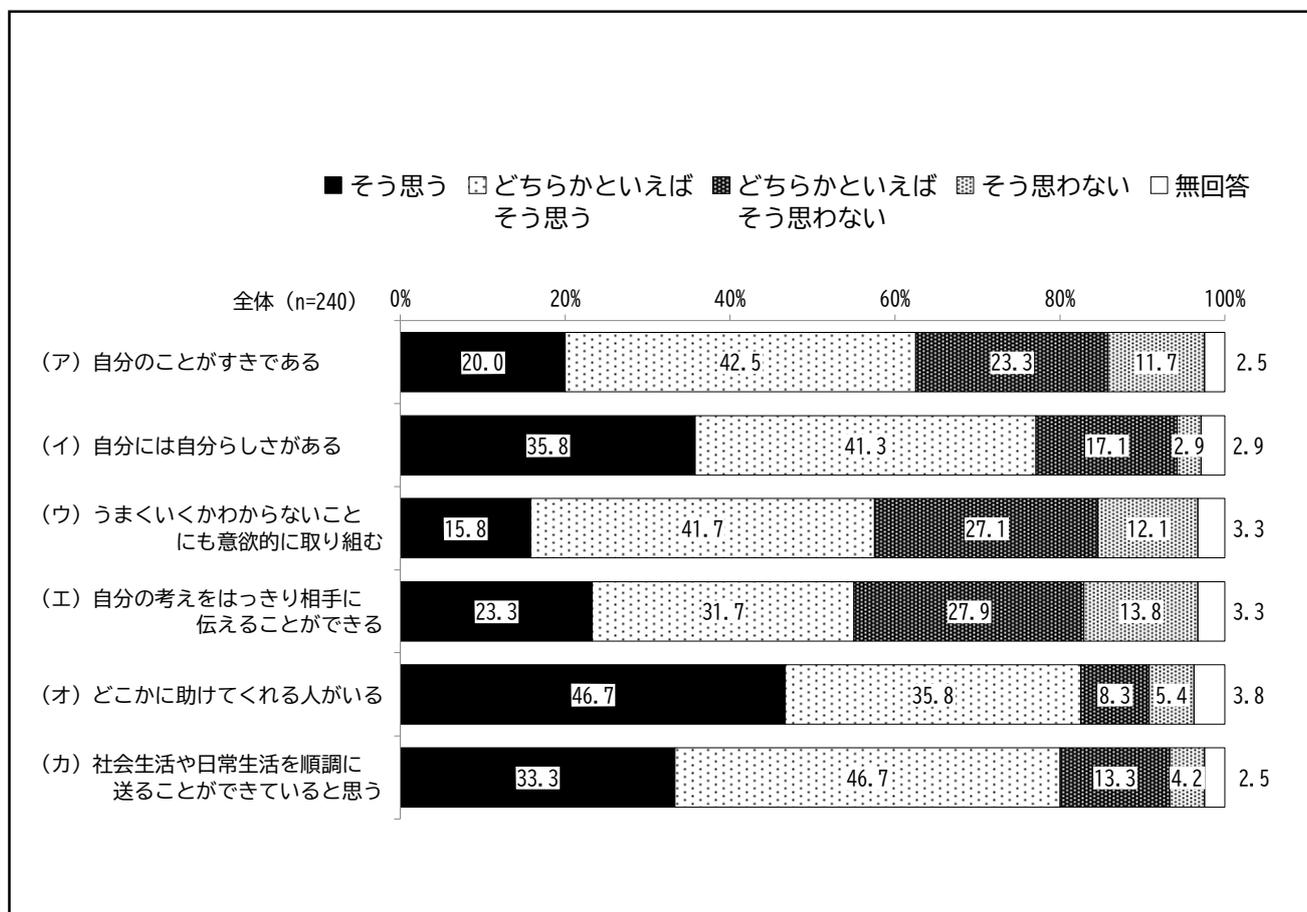
この調査は、本市の若者が日頃どのような生活を営み、どのような考え方を持っているか、市の子ども・若者支援策等についての要望・意見等を把握することを目的として実施した。

	15～39 歳調査
調査対象者	市内在住の 15～39 歳男女
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送・WEB 回収 (礼状兼協力依頼はがき 1 回使用)
標本数	1,000 人
有効回収数 (有効回収率)	240 人 (24.0%)
調査期間	令和 6 年 7 月 16 日～令和 6 年 8 月 15 日 (回収予備期間含む)

-
- 回答は、原則として各質問の調査数を基数 (n) とした百分率 (%) で表し、小数第 2 位を四捨五入している。このため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が 100%を超える場合がある。

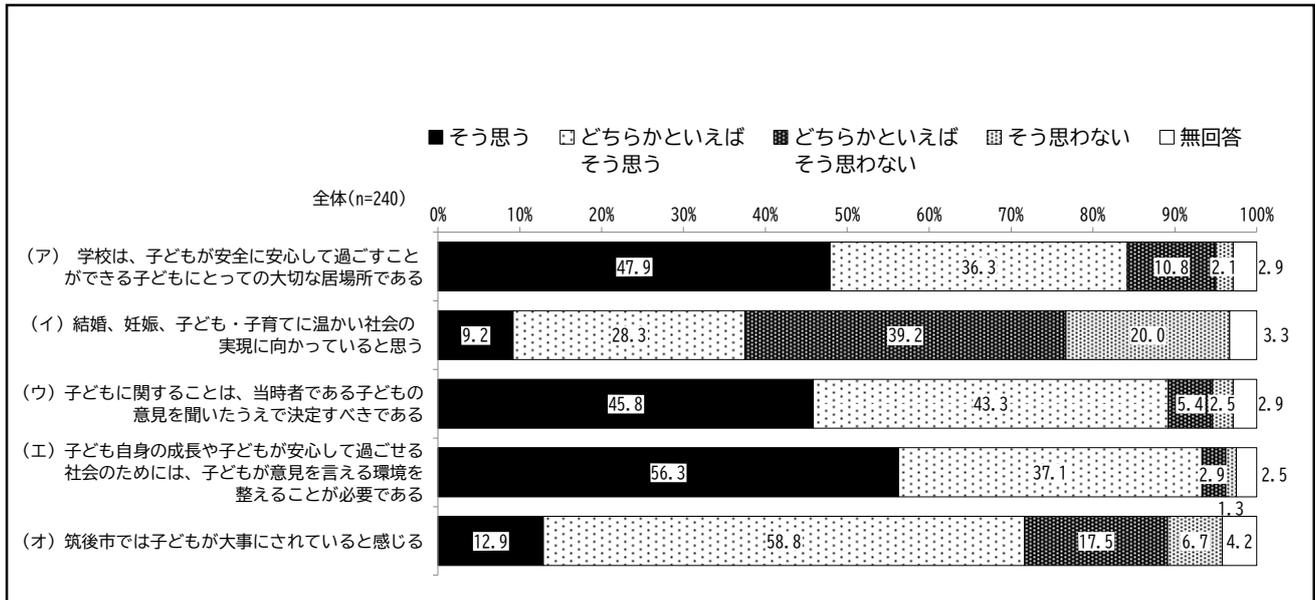
調査の結果の概要

●当てはまると思うこと●



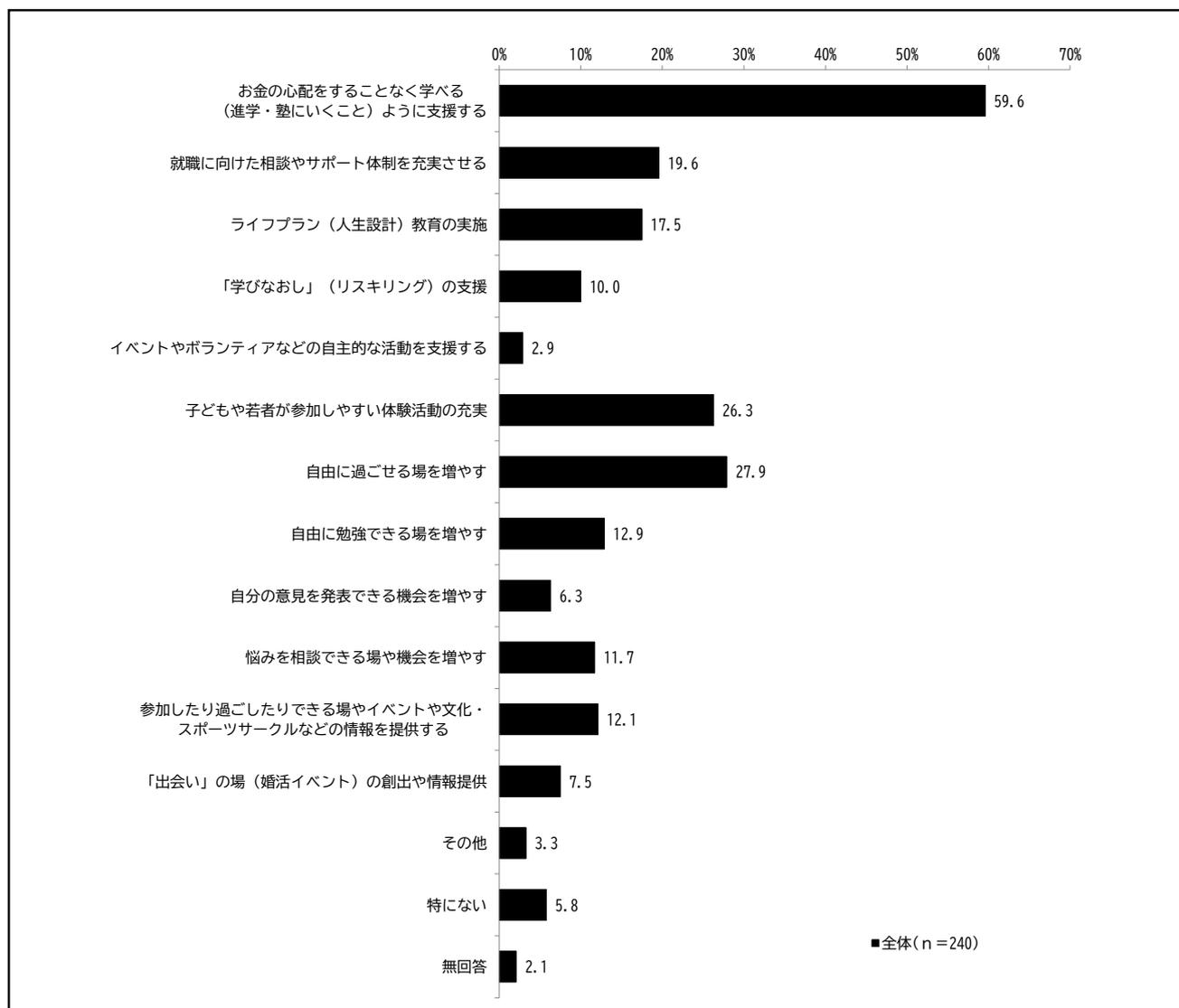
(オ) 以外の内容について「どちらかといえばそう思う」が最も多く、「そう思う」の割合をみると(ア) 自分のことがすきである(20.0%)、(イ) 自分には自分らしさがある(35.8%)、(ウ) うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む(15.8%)、(エ) 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる(23.3%)、(オ) どこかに助けしてくれる人がいる(46.7%)、(カ) 社会生活や日常生活を順調に送ることができると思う(33.3%)となっている。

● こどもに関することで当てはまると思うこと ●



「そう思う」の割合をみると（ア）学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる子どもにとっての大切な居場所である（47.9%）、（イ）結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思う（9.2%）、（ウ）子どもに関することは、当事者である子どもの意見を聞いたうえで決定すべきである（45.8%）、（エ）子ども自身の成長や子どもが安心して過ごせる社会のためには、子どもが意見を言える環境を整えることが必要である（56.3%）、（オ）筑後市では子どもが大事にされていると感じる（12.9%）となっている。

●若者のために筑後市に必要な取組み●



「お金の心配をすることなく学べる (進学・塾に行くこと) ように支援する」が59.6%で最も多く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」が27.9%、「子どもや若者が参加しやすい体験活動の充実」が26.3%となっている。

(3) 子ども・子育てに関するニーズ調査の概要

ニーズ調査は、「第3期筑後市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て家庭の生活実態、要望・意見などを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- 調査地域：筑後市全域
- 調査対象：筑後市内在住の「就学前児童」の保護者
筑後市内在住の「小学生児童」の保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 1,500 人、小学生児童 1,000 人の合計 2,500 人を無作為抽出
- 調査期間：令和6年5月27日～7月5日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収、WEB

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,500	703	47%
小学生児童	1,000	491	49%

-
- 回収結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回収数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回収（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
 - 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
 - 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

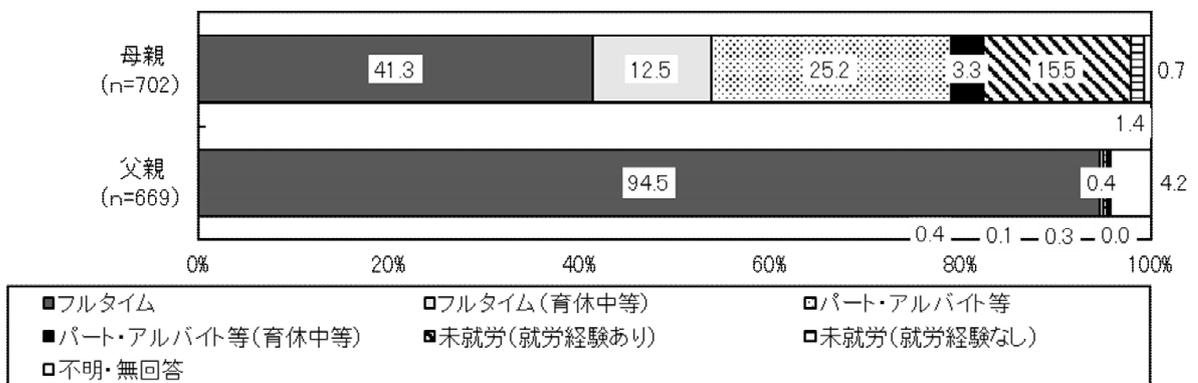
調査の結果の概要

● 保護者の就労状況について ●

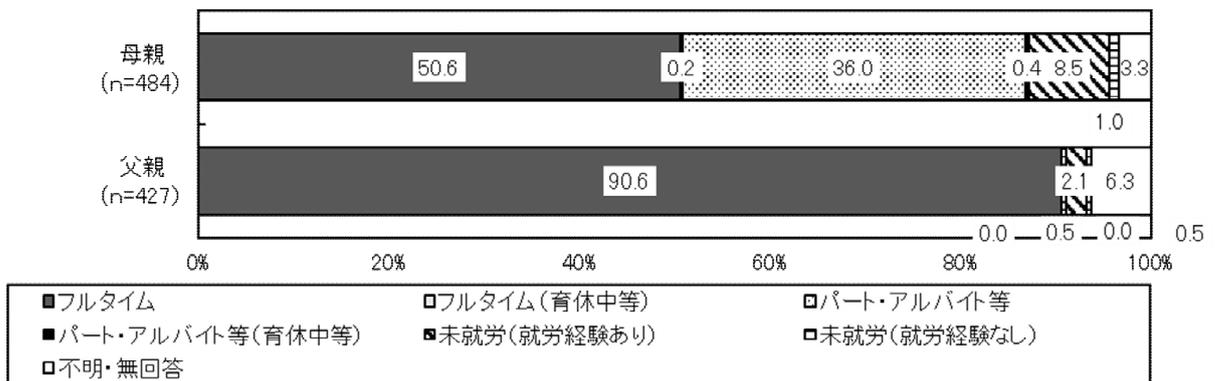
保護者（就学前児童）の現在の就労状況については、母親では「フルタイム」が 41.3%、「パート・アルバイト等」が 25.2%となっています。父親では「フルタイム」が 94.5%、「フルタイム（育休中等）」、「パート・アルバイト等」がそれぞれ 0.4%となっています。

保護者（小学生児童）の現在の就労状況については、母親では「フルタイム」が 50.6%、「パート・アルバイト等」が 36.0%となっています。父親では「フルタイム」が 90.6%、「未就労（就労経験なし）」が 6.3%となっています。

【就学前児童】



【小学生児童】



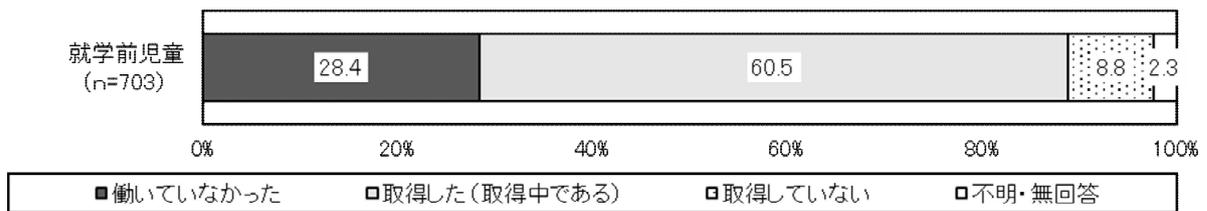
- ◆子どもの年齢によって、母親の働き方が変化していることがわかります。
- ◆共働き世帯が多いことがわかります。

● 育児休業取得状況 ●

①母親

母親の育児休業取得状況については、「取得した（取得中である）」が 60.5%で最も高く、次いで「働いていなかった」が 28.4%、「取得していない」が 8.8%となっています。

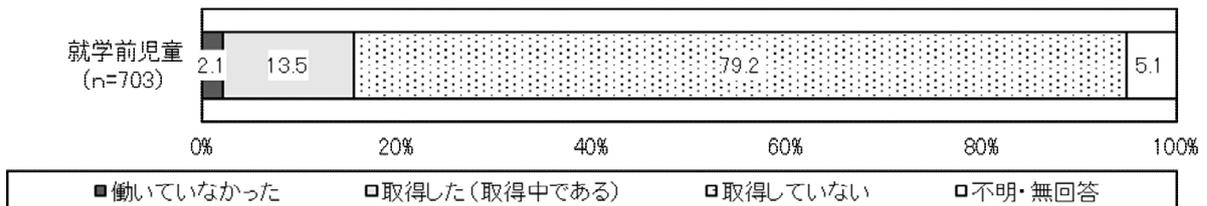
育児休業を取得していない理由については、「その他」が35.5%で最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が 19.4%、「仕事が忙しかった」が 17.7%となっています。



②父親

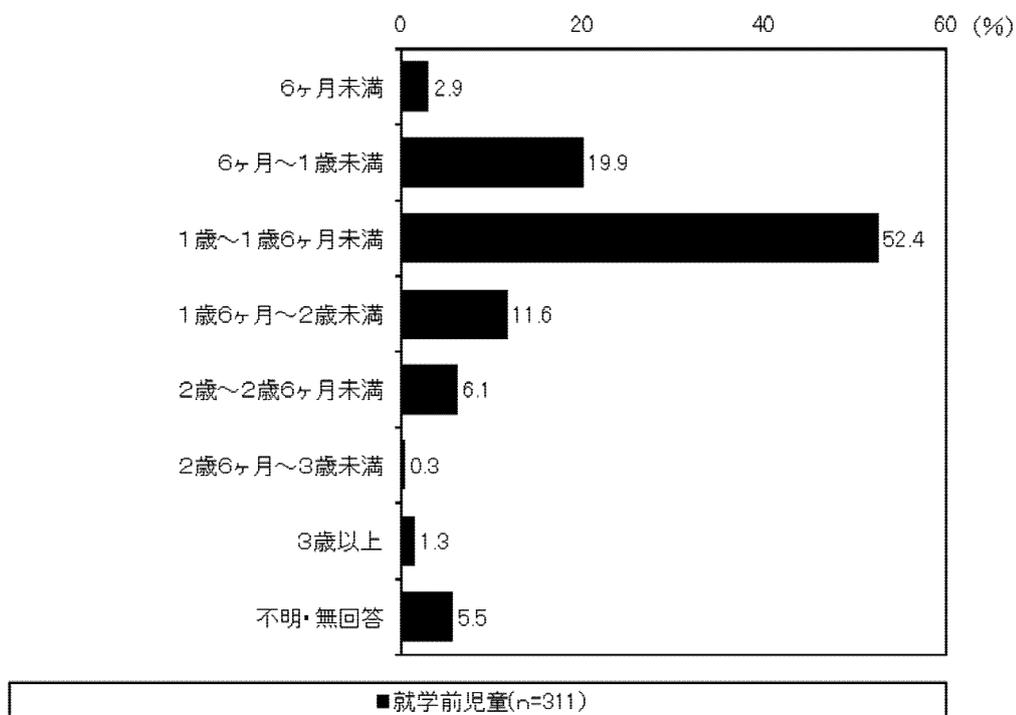
父親の育児休業取得状況については、「取得していない」が 79.2%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 13.5%、「働いていなかった」が 2.1%となっています。

育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」が 45.1%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 38.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 32.1%となっています。



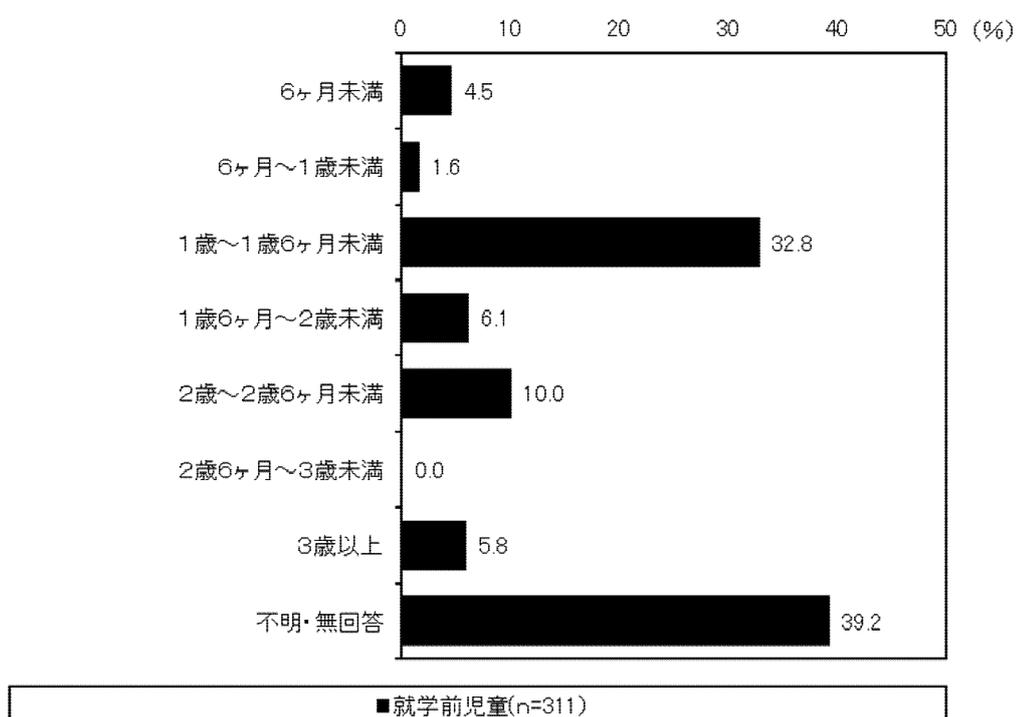
①母親（実際の取得期間）

母親の実際の育児休業取得期間については、「1歳～1歳6ヶ月未満」が52.4%で最も高く、次いで「6ヶ月～1歳未満」が19.9%、「1歳6ヶ月～2歳未満」が11.6%となっています。



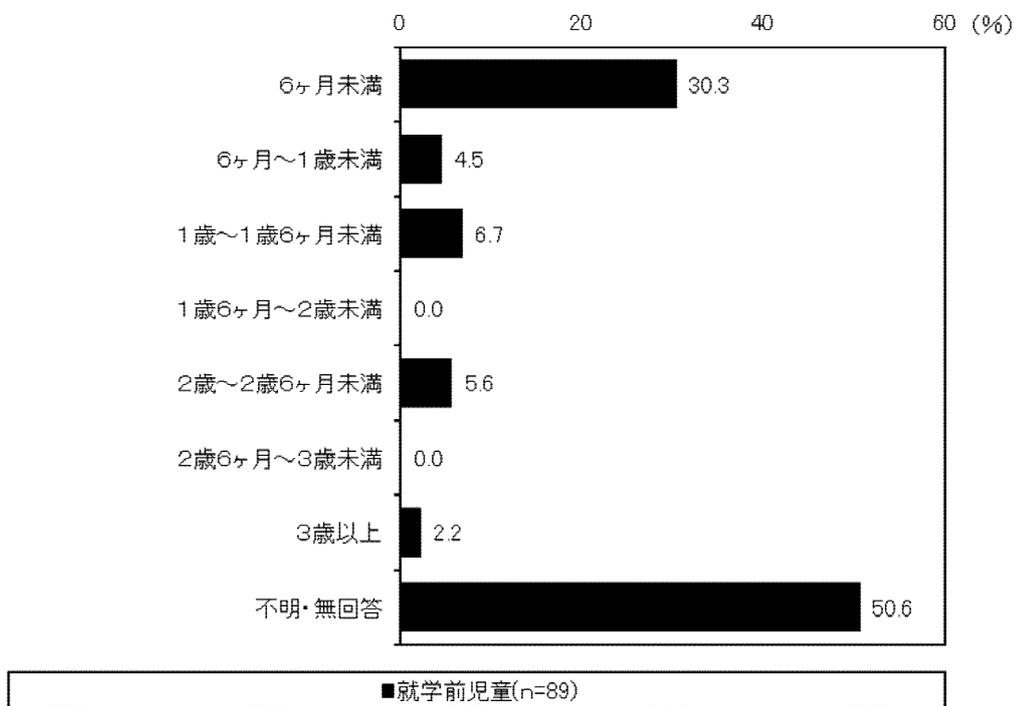
①母親（希望の取得期間）

母親の希望の育児休業取得期間については、「1歳～1歳6ヶ月未満」が32.8%で最も高く、次いで「2歳～2歳6ヶ月未満」が10.0%、「1歳6ヶ月～2歳未満」が6.1%となっています。



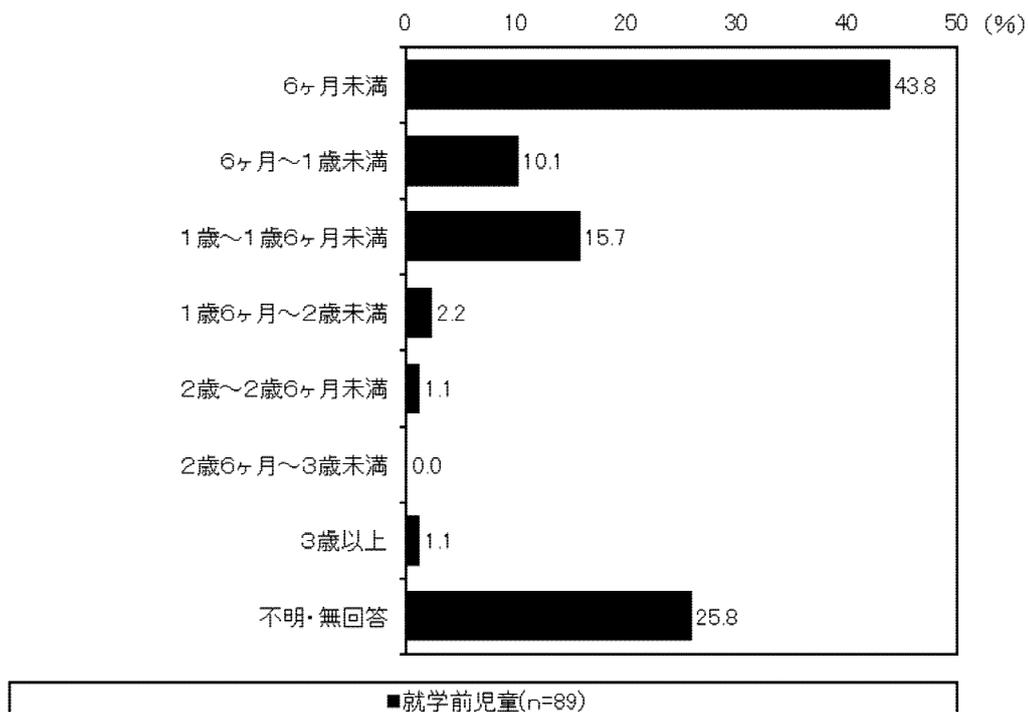
②父親（実際の取得期間）

父親の実際の育児休業取得期間については、「6ヶ月未満」が30.3%で最も高く、次いで「1歳～1歳6ヶ月未満」が6.7%、「2歳～2歳6ヶ月未満」が5.6%となっています。



②父親（希望の取得期間）

父親の希望の育児休業取得期間については、「6ヶ月未満」が43.8%で最も高く、次いで「1歳～1歳6ヶ月未満」が15.7%、「6ヶ月～1歳未満」が10.1%となっています。



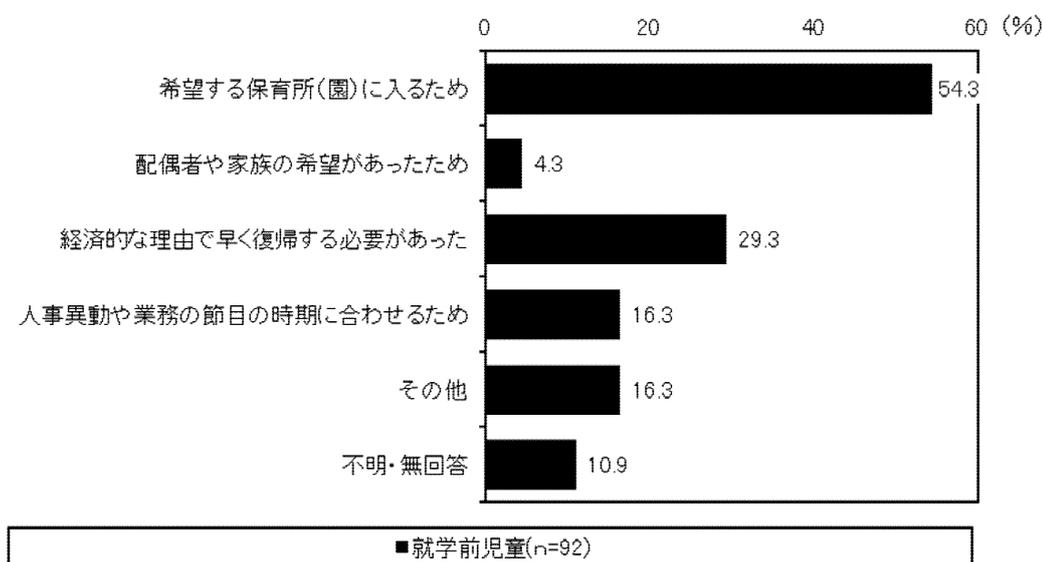
■希望よりも早く(遅く)復帰した理由

①母親

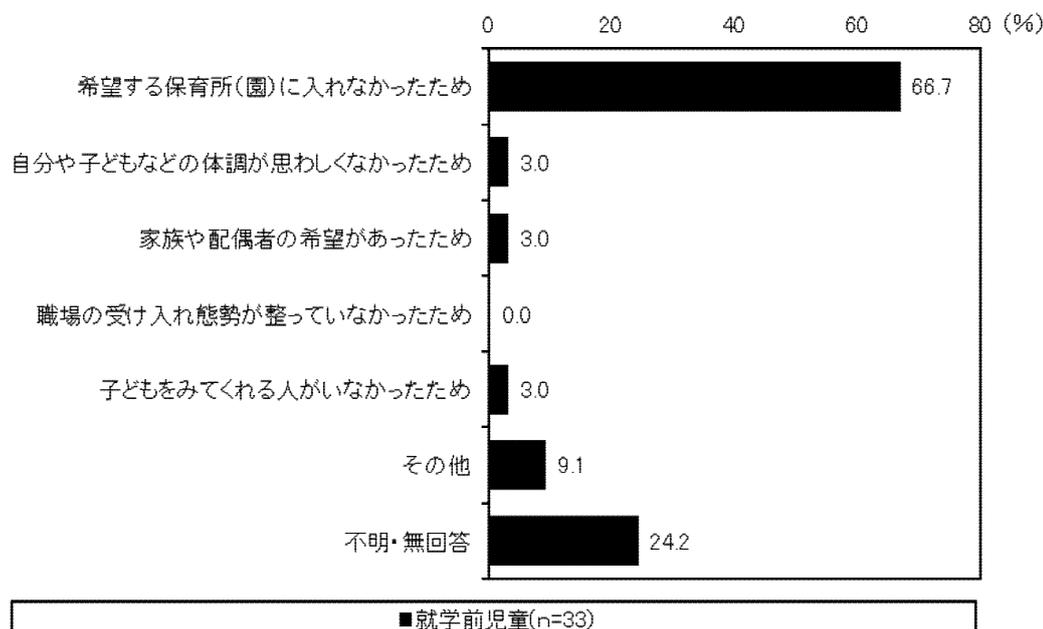
母親が「希望」より早く育児休業から復帰した理由については、「希望する保育所(園)に入るため」が54.3%で最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が29.3%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」、「その他」が16.3%となっています。

母親が「希望」より遅く育児休業から復帰した理由については、「希望する保育所(園)に入れなかったため」が66.7%で最も高く、次いで「その他」が9.1%、「自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため」、「家族や配偶者の希望があったため」、「子どもをみてくれる人がいなかったため」が3.0%となっています。

【早く復帰した理由】



【遅く復帰した理由】

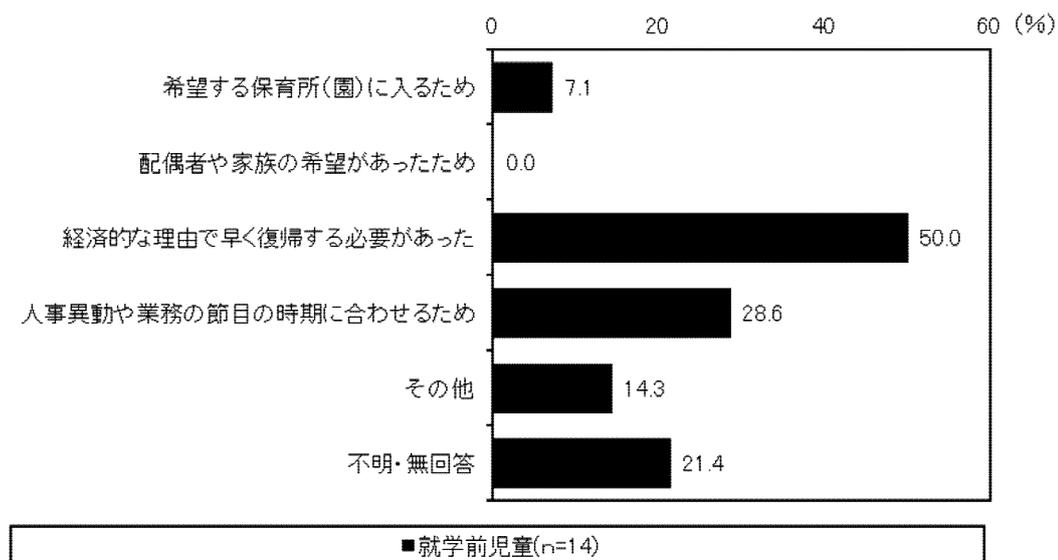


②父親

父親が「希望」より早く育児休業から復帰した理由については、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が 50.0%で最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が28.6%、「その他」が 14.3%となっています。

父親が「希望」より遅く育児休業から復帰した理由については7人の対象者がいましたが、回答はありませんでした。

【早く復帰した理由】

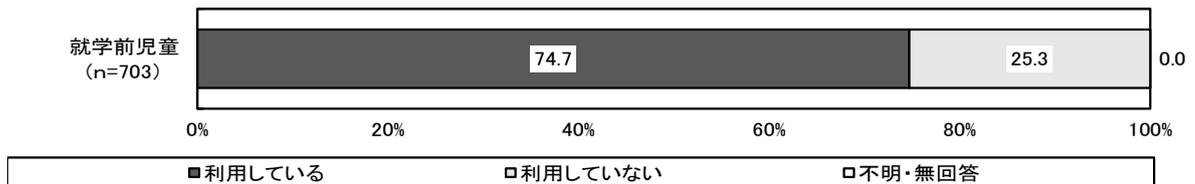


◆母親の育児休業の取得率は高くなっていますが、希望する保育所(園)に入園するために復帰を早めている傾向があります。

● 幼稚園、保育園等の利用について ●

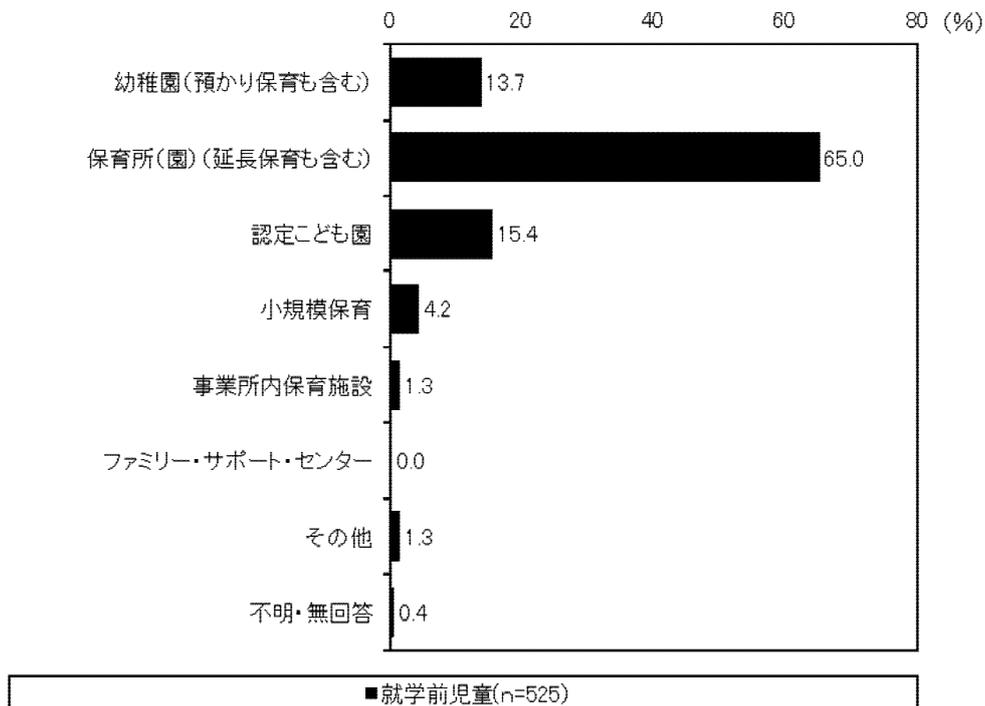
就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が 74.7%で、「利用していない」が 25.3%となっています。

【定期的な教育・保育事業の利用の有無】



就学前児童の平日定期的にご利用している教育・保育事業については、「保育所（園）（延長保育も含む）」が 65.0%で最も高く、次いで「認定こども園」が 15.4%、「幼稚園（預かり保育も含む）」が 13.7%となっています。

【利用している教育・保育事業（就学前児童）】

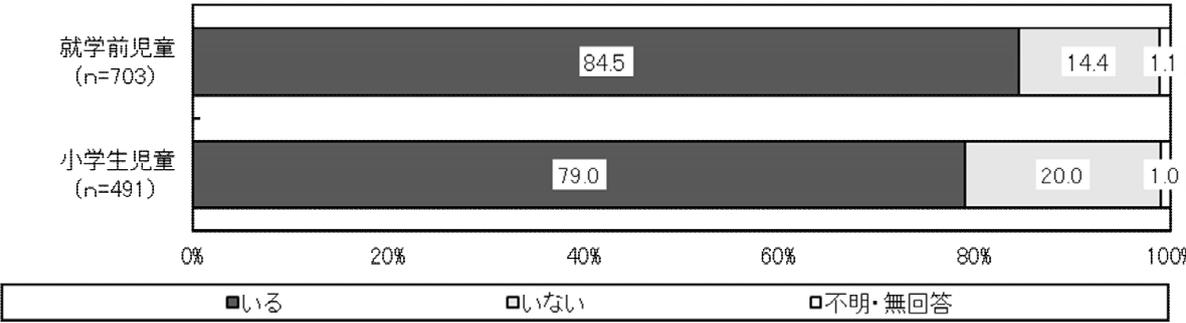


◆母親の就労率が高くなっている中で、保育の需要は5年前よりも高くなっています。

● 子どもの世話や看病について頼れる人がいるかについて

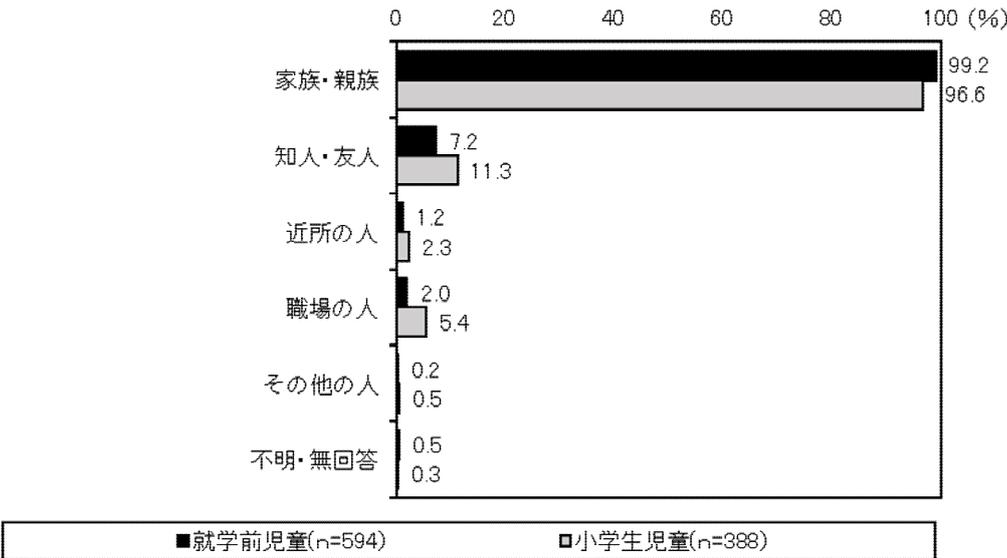
子どもの世話や看病について頼れる人の有無については、就学前児童では「いる」が84.5%で、「いない」が14.4%となっています。

小学生児童では「いる」が79.0%で、「いない」が20.0%となっています。



子どもの世話や看病を頼める人については、就学前児童では「家族・親族」が99.2%で最も高く、次いで「知人・友人」が7.2%、「職場の人」が2.0%となっています。

小学生児童では「家族・親族」が99.6%で最も高く、次いで「知人・友人」が11.3%、「職場の人」が5.4%となっています。

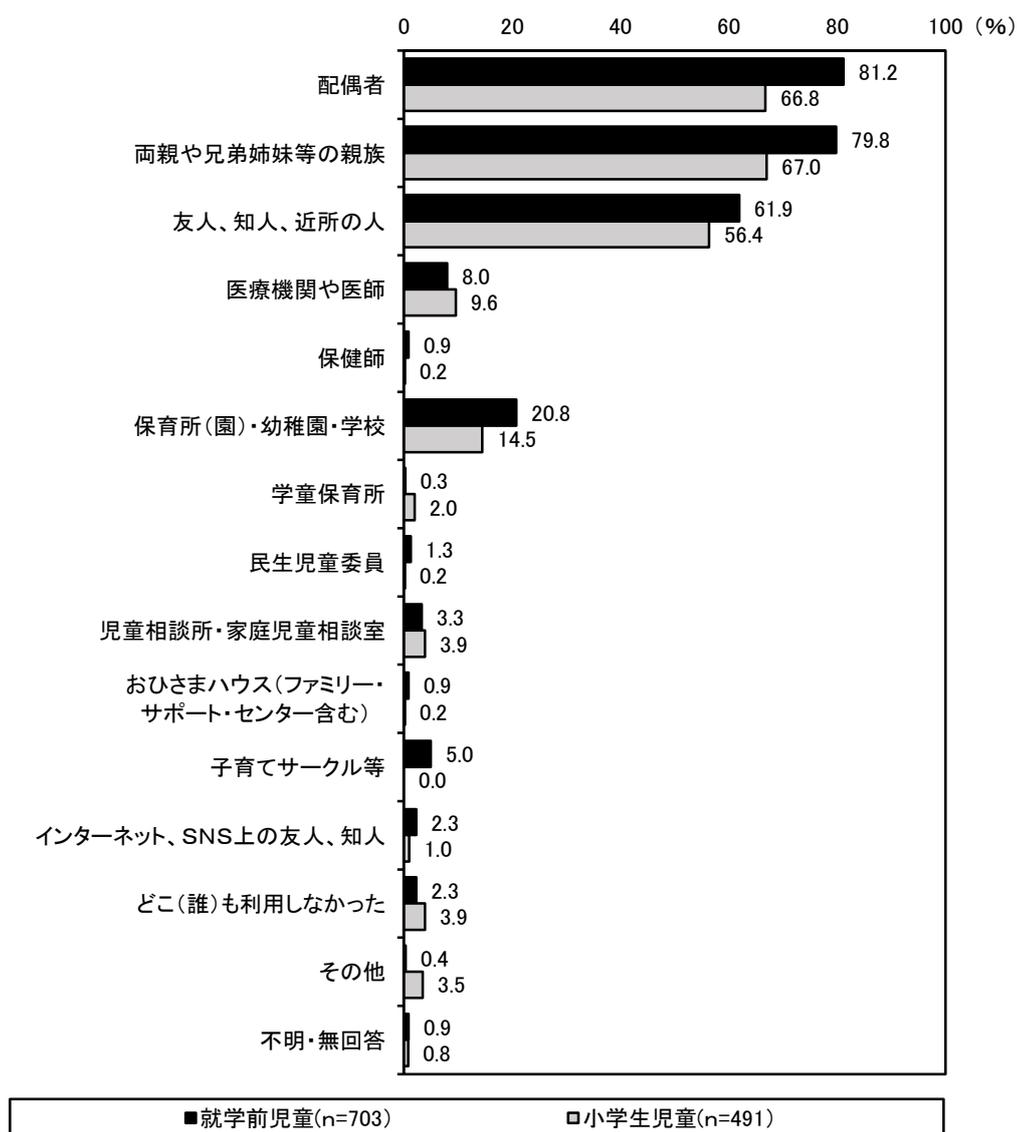


● 相談先や情報入手について ●

身近な地域で子育てに関する悩みや不安を誰に相談しているかについては、就学前児童では「配偶者」が 81.2%で最も高く、次いで「両親や兄弟姉妹等の親族」が 79.8%、「友人、知人、近所の人」が 61.9%となっています。

小学生児童では「両親や兄弟姉妹等の親族」が 67.0%で最も高く、次いで「配偶者」が 66.8%、「友人、知人、近所の人」が 56.4%となっています。

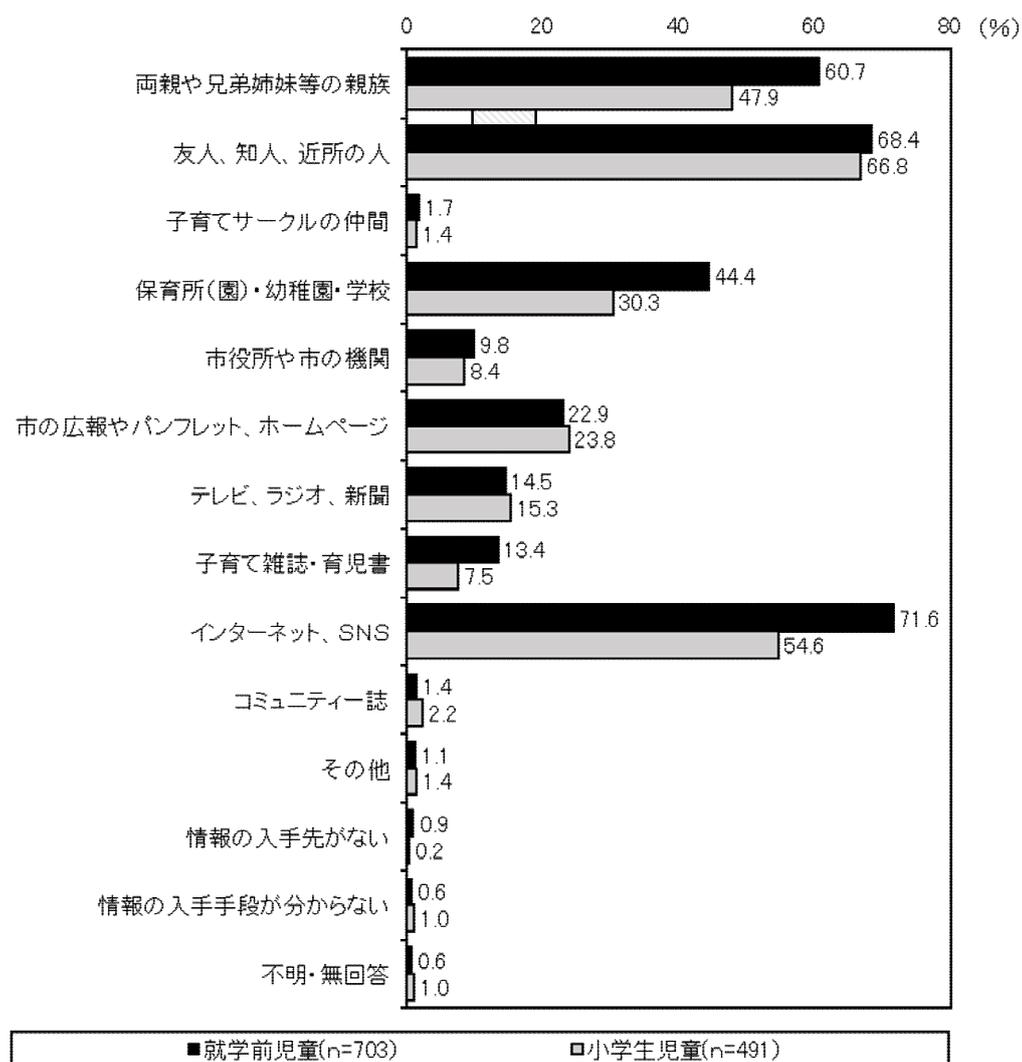
【身近な地域での相談先】



子育てに関する情報をどのように入手しているかについては、就学前児童では「インターネット、SNS」が71.5%で最も高く、次いで「友人、知人、近所の人」が68.4%、「両親や兄弟姉妹等の親族」が60.7%となっています。

小学生児童では「友人、知人、近所の人」が66.8%で最も高く、次いで「インターネット、SNS」が54.6%、「両親や兄弟姉妹等の親族」が47.9%となっています。

【子育てに関する情報の入手先・方法】

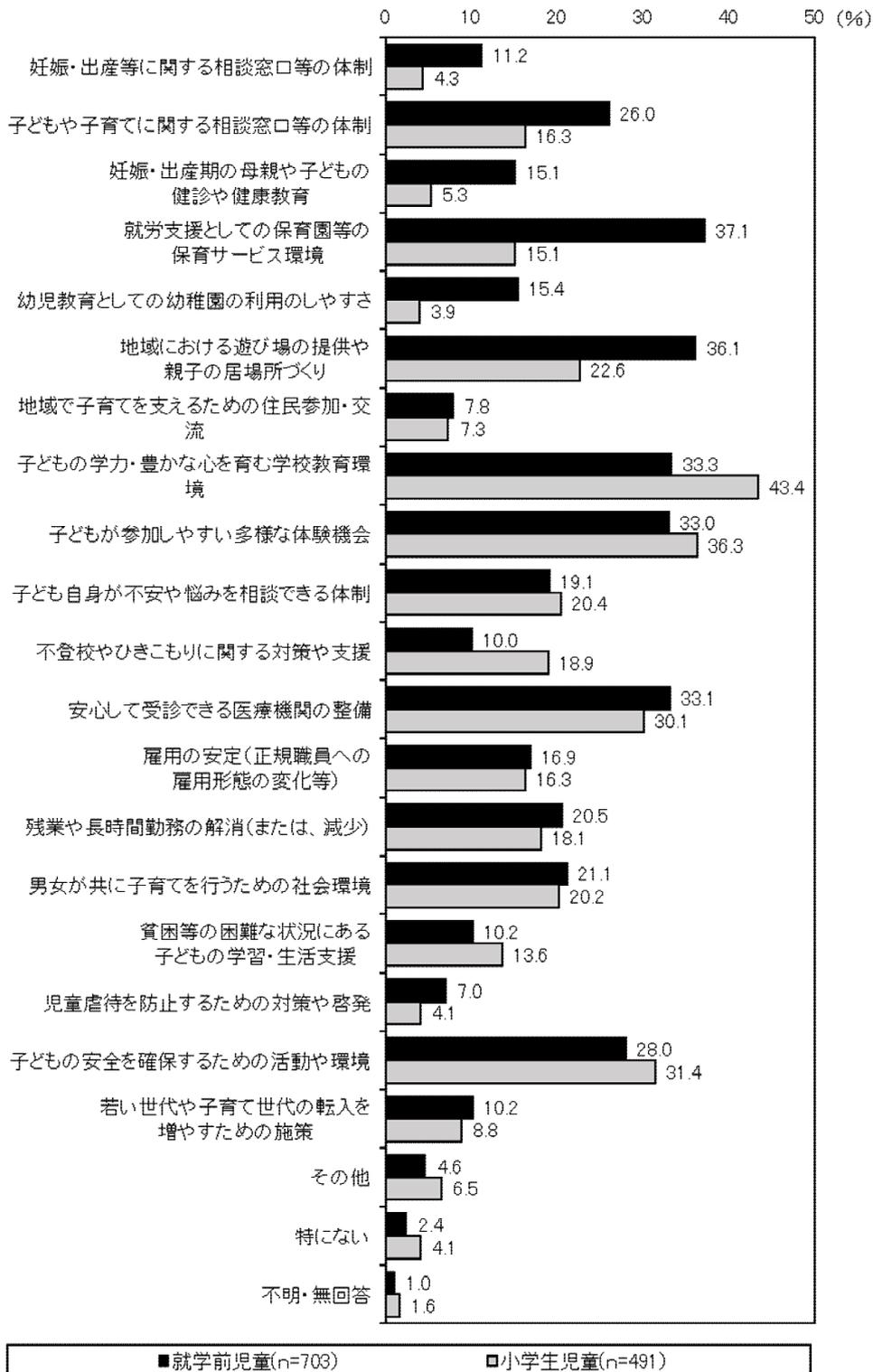


◆5年前の調査結果と比較して、情報の入手先として、「インターネット、SNS」を挙げる保護者が大幅に伸びており、時代に合わせた情報発信方法の検討が必要となっています。

● 子育て全般について ●

市にどのような子育て支援の充実を図ってほしいかについては、就学前児童では「就労支援としての保育園等の保育サービス環境」が最も高く、小学生児童では「子どもの学力・豊かな心を育む学校教育環境」が43.4%で最も高くなっています。

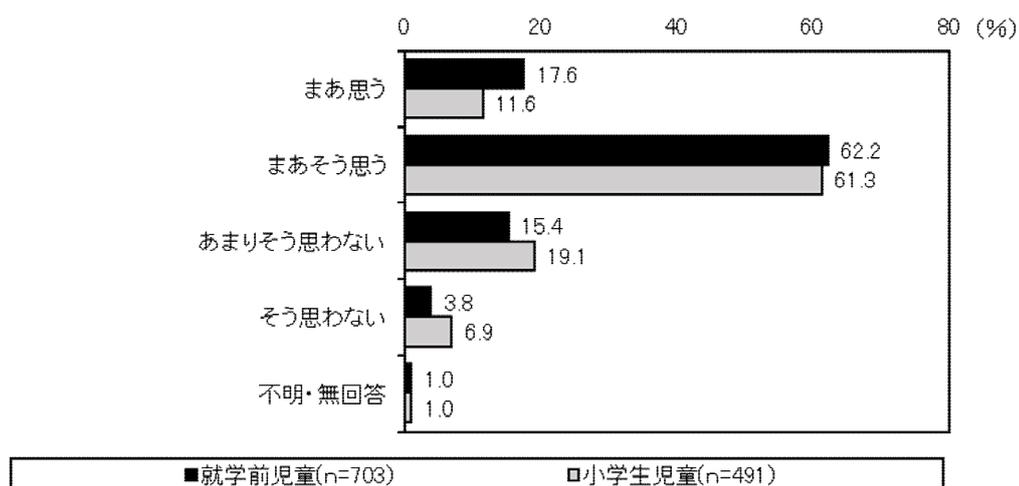
【市に対して、充実を図ってほしいと期待している子育て支援】



筑後市が安心して子どもを産み育てることができるまちだと思うかについては、就学前児童では「まあそう思う」が 62.2%で最も高く、次いで「そう思う」が 17.6%、「あまりそう思わない」が 15.4%となっています。

小学生児童では「まあそう思う」が 61.3%で最も高く、次いで「あまりそう思わない」が 19.1%、「そう思う」が 11.6%となっています。

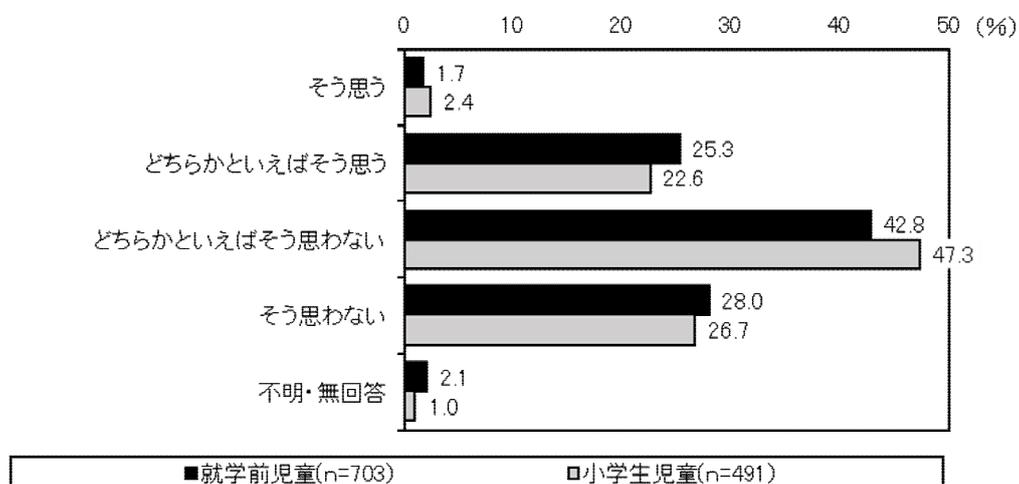
【筑後市は安心して子どもを産み育てられることができるまちと思うか】



● こどもまんなか社会の実現について ●

こどもまんなか社会の実現に向かっているかについては、就学前児童では「どちらかといえばそう思わない」が 42.8%で最も高く、次いで「そう思わない」が 28.0%、「どちらかといえばそう思う」が 25.3%となっています。

小学生児童では「どちらかといえばそう思わない」が 47.3%で最も高く、次いで「そう思わない」が 26.7%、「どちらかといえばそう思う」が 22.6%となっています。





筑後市こども計画

令和 7 年 5 月

発 行 筑後市

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

こども家庭サポートセンター ☎0942-65-7018)

児 童 ・ 保 育 課 ☎0942-65-7017)
